

第三十回 参議院内閣委員会 議録 第四号

昭和三十三年十二月二十三日(火曜日)
午前十一時十三分開会

委員の異動

十二月十九日委員西田隆男君辞任につき、その補欠として堀木謙三君を議長において指名した。
十二月二十日委員重宗雄三君及び竹下豊次君辞任につき、その補欠として重政庸徳君及び加賀山之雄君を議長において指名した。
十二月二十二日委員重政庸徳君及び加賀山之雄君辞任につき、その補欠として重宗雄三君及び竹下豊次君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 永岡 光治君
理事 大谷藤之助君
松岡 平市君
千葉 信君
竹下 豊次君

委員

佐藤清一郎君
柴野和喜夫君
堀木 謙三君
松村 秀逸君
伊藤 頭道君
矢嶋 三義君
横川 正市君
八木 幸吉君
運輸大臣 永野 護君

建設大臣 遠藤 三郎君
国務大臣 佐藤 義経君
政府委員 總理府総務長官 松野 朝三君
總理府総務副長官 佐藤 朝生君
總理府総務次官 増子 正宏君
内閣総理大臣 官房公務員制度調査室長 瓜生 順良君
官房次長 門叶 宗雄君
防衛庁長官 山下 武利君
防衛庁経理局長 丸山 佑君
調達庁長官 佐野 廣君
大蔵政務次官 山内 公敏君
運輸省鉄道監督局長 鬼丸 勝之君
建設大臣官房長 杉田正三郎君
事務局側 常任委員 会専門員 杉田正三郎君

説明員

大蔵省主計 岸本 晋君
運輸省鉄道監督局長 深草 克己君
部財政課長 桜井 良雄君
建設省営繕局長

本日の会議に付した案件

- 理事の補欠互選
- 恩給法第十一条第一項等の金融機関を定める法律案(田畑金光君外五名発議)
- 公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 国家行政組織に関する調査の件(東宮御所建設の入れに関する件)

○国の防衛に関する調査の件(駐留軍による被害の補償等に関する件)
○委員派遣承認要求の件

○委員長(永岡光治君) これより内閣委員会を開会いたします。

まず、理事補欠互選の件についてお諮りいたします。去る十二月二十日竹下豊次君が一たん委員を辞任され、昨二十二日委員に復帰されたのでありますが、この際竹下豊次君を再び理事に選任することにいたしたいと存じます。御異議ございませんか。
〔異議なしと答へ〕

○委員長(永岡光治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(永岡光治君) 次に、昨日本委員会に付託されました本院議員発議にかかると恩給法第十一条第一項等の金融機関を定める法律案につきまして、発議者から提案理由の説明を聴取いたします。説明を求めます。発議者千葉信君。

○千葉信君 ただいま議題となりました恩給法第十一条第一項等の金融機関を定める法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。
恩給法による恩給、戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金等につきましては、これが受給権者の生活の保障を目的とするものであることにかんがみまして、その権利を譲渡または担保に供することが原則として認められず、ただ、国民金融公庫に対してのみ、これを担保に供することが法律上

認められていることは、すでに御承知の通りでございます。

労働金庫は、労働者の福利共済活動を促進し、その経済的地位の向上をはかるため、昭和二十五年岡山県に勤労者信用協同組合として初めて発足したのでありますが、その後昭和二十八年に労働金庫法が制定されるに至りまして、ますます健全なる発展をとげ、現在、その数全国で四十六金庫を数え、その総預金高は二百五十億圓に達する状況であります。しこうして、労働金庫は、他の金融機関と異なり、労働者等の消費生活に直接結びついた金融を行つ営利を目的としない自主的組織でありまして、過去における貸付内容を見ましても、生活費、福利共済費、貸金遅延配対策費、医療費、高利貸肩がわり資金等が貸付の大部分を占めております。

かような金融機関としての性格から申しますと、労働金庫は生活資金の供給を目的とする恩給担保金融を行うのに最もふさわしい性格を具備していると考えられるのでありますが、現行法のもとでは、国民金融公庫を除いては、これを行うことは許されていないことは、ただいま申し上げた通りであります。

さて、国民金融公庫における恩給担保金融の現況を見ますと、昭和三十三年度における資金需要額は約百二十億圓になっており、これに対応する国民金融公庫の恩給担保金融関係の貸出予定高は、わずかに七十八億圓にすぎ

ず、恩給遺族年金等受給者の大部分を占める戦没者の遺族等は、その生活資金を高利貸金融に依存せざるを得ない実情であります。かくては、国家が恩給、遺族年金等を支給し、かつその権利を保護して受給権者の生活の安定をはからうとする趣旨は全く没却せられることとなるのでありまして、はなはだ憂うべきことであると考えざるを得ないのであります。

以上述べましたような状況にかんがみまして、今回、この法案を提出し、労働金庫もまた国民金融公庫と並んで恩給等の担保金融を行つ得ることとし、その公正な融資を通じて遺族等の福祉の増進と、その経済的地位の向上をはかり、あわせて労働金庫の健全な発展をはからんとしたのであります。これが本法律案を提案したおもな理由であります。

以下、法律案の概要を御説明申し上げます。
まず第一に、恩給、遺族年金等は、労働金庫に対しても、これを担保に供することができるといたしております。しかし、ここに恩給、遺族年金等には、恩給法その他の法令による恩給戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金その他の給付、公共企業体職員等共済組合法による給付、国家公務員共済組合法、市町村職員共済組合法、農林漁業団体職員共済組合法及び旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法による年金であ

とでありまして、この点につきまして

委員のお話しの前回改正によりまして

残念ながらまだはつきり政府部内にも

六分というふうな格好もござります。

で、この点も十分考慮したいと思
います。ただ、私の方ではこの資金
を効率的に運用するという建前から、
そういう意見を持っておるわけでござ
います。御趣旨に沿ひまして、各種
関係者と協議いたしまして、できるだ
け御趣旨に沿うように検討の上努力い
たしたいと、かように考えます。

○伊藤道雄 大臣に二、三お伺いし
ますが、公共企業体の付加給付につ
いて、前国会で一部質問しかけたわけ
ですが、引き続きそのことでお伺いた
いと思います。

これは第二十八国会での国家公務員
共済組合法の改正に際して、衆議院に
おいての修正がなされて付加給付をす
ることができるようになったわけであ
るが、三十一條の二に、結局「組合は、
運営規則の定めるところにより、前条
各号に掲げる給付にあわせて、これに
準ずる短期給付を行うことができる。」
と、ここで国家公務員共済組合法の改
正に伴って、これも公企業共済組合は付
加給付をすることができるといふふう
になったわけですね。ここではっきり
したわけですが、そこでその後公企業
共済の付加給付はどのように扱われて
きたか、この点をお伺いしたい。

○伊藤道雄 大臣に二、三お伺いし
ますが、公共企業体の付加給付につ
いて、前国会で一部質問しかけたわけ
ですが、引き続きそのことでお伺いた
いと思います。

○伊藤道雄 大臣に二、三お伺いし
ますが、公共企業体の付加給付につ
いて、前国会で一部質問しかけたわけ
ですが、引き続きそのことでお伺いた
いと思います。

○伊藤道雄 大臣に二、三お伺いし
ますが、公共企業体の付加給付につ
いて、前国会で一部質問しかけたわけ
ですが、引き続きそのことでお伺いた
いと思います。

○伊藤道雄 大臣に二、三お伺いし
ますが、公共企業体の付加給付につ
いて、前国会で一部質問しかけたわけ
ですが、引き続きそのことでお伺いた
いと思います。

○伊藤道雄 大臣に二、三お伺いし
ますが、公共企業体の付加給付につ
いて、前国会で一部質問しかけたわけ
ですが、引き続きそのことでお伺いた
いと思います。

○伊藤道雄 大臣に二、三お伺いし
ますが、公共企業体の付加給付につ
いて、前国会で一部質問しかけたわけ
ですが、引き続きそのことでお伺いた
いと思います。

○伊藤道雄 大臣に二、三お伺いし
ますが、公共企業体の付加給付につ
いて、前国会で一部質問しかけたわけ
ですが、引き続きそのことでお伺いた
いと思います。

○伊藤道雄 大臣に二、三お伺いし
ますが、公共企業体の付加給付につ
いて、前国会で一部質問しかけたわけ
ですが、引き続きそのことでお伺いた
いと思います。

○伊藤道雄 大臣に二、三お伺いし
ますが、公共企業体の付加給付につ
いて、前国会で一部質問しかけたわけ
ですが、引き続きそのことでお伺いた
いと思います。

○伊藤道雄 大臣に二、三お伺いし
ますが、公共企業体の付加給付につ
いて、前国会で一部質問しかけたわけ
ですが、引き続きそのことでお伺いた
いと思います。

○伊藤道雄 大臣に二、三お伺いし
ますが、公共企業体の付加給付につ
いて、前国会で一部質問しかけたわけ
ですが、引き続きそのことでお伺いた
いと思います。

○伊藤道雄 大臣に二、三お伺いし
ますが、公共企業体の付加給付につ
いて、前国会で一部質問しかけたわけ
ですが、引き続きそのことでお伺いた
いと思います。

○伊藤道雄 大臣に二、三お伺いし
ますが、公共企業体の付加給付につ
いて、前国会で一部質問しかけたわけ
ですが、引き続きそのことでお伺いた
いと思います。

○伊藤道雄 大臣に二、三お伺いし
ますが、公共企業体の付加給付につ
いて、前国会で一部質問しかけたわけ
ですが、引き続きそのことでお伺いた
いと思います。

○伊藤道雄 大臣に二、三お伺いし
ますが、公共企業体の付加給付につ
いて、前国会で一部質問しかけたわけ
ですが、引き続きそのことでお伺いた
いと思います。

○伊藤道雄 大臣に二、三お伺いし
ますが、公共企業体の付加給付につ
いて、前国会で一部質問しかけたわけ
ですが、引き続きそのことでお伺いた
いと思います。

○伊藤道雄 大臣に二、三お伺いし
ますが、公共企業体の付加給付につ
いて、前国会で一部質問しかけたわけ
ですが、引き続きそのことでお伺いた
いと思います。

○伊藤道雄 大臣に二、三お伺いし
ますが、公共企業体の付加給付につ
いて、前国会で一部質問しかけたわけ
ですが、引き続きそのことでお伺いた
いと思います。

○伊藤道雄 大臣に二、三お伺いし
ますが、公共企業体の付加給付につ
いて、前国会で一部質問しかけたわけ
ですが、引き続きそのことでお伺いた
いと思います。

○伊藤道雄 大臣に二、三お伺いし
ますが、公共企業体の付加給付につ
いて、前国会で一部質問しかけたわけ
ですが、引き続きそのことでお伺いた
いと思います。

○伊藤道雄 大臣に二、三お伺いし
ますが、公共企業体の付加給付につ
いて、前国会で一部質問しかけたわけ
ですが、引き続きそのことでお伺いた
いと思います。

○伊藤道雄 大臣に二、三お伺いし
ますが、公共企業体の付加給付につ
いて、前国会で一部質問しかけたわけ
ですが、引き続きそのことでお伺いた
いと思います。

ので、今回短期給付関係の改正と歩調をそろえるという改正でありまして、その点は御了承いただきたいと思うのですが、その他短期給付関係の法定給付で、ほかの共済組合よりもよくするということがかかと思ひまして、先ほど申しました付加給付の点で、組合の財政によりましてだんだん内容を向上していきたいと、こういうふうにか考へております。

○伊藤道雄君 それじゃ具体的に二、三お伺いしたいと思うのですが、たとえば家族療養費、これは御承知のように半額給付になっておるわけですね。これを七割給付程度に引き上げられないものか、こういう声が強いわけですが、この点についてはどうですか。

○説明員(深草克己君) それも短期給付の短期経理の中の一りりでございます。まして組合がどれほど家族療養のために費用を持つかということにかかって参りまして、やはり付加給付という問題で解決できる問題だと思ひます。ただ、家族に非常によりまして、全体として短期の掛金がふえるということになりますから、共済制度としましてどの程度までその負担をした、あるいは病氣をした人の救済のために、健康な組合員が犠牲になるかという目安の問題だと思ひます。その点は組合の財源ともにもらひ合せて、これは監督官庁がどうこうということではなくて、ある程度組合の自主性にまかしたいと思ひますが、要は掛金のよりに、ある程度長期的な見通しの問題もございますので、今ここで監督官庁に家族療養費を五割から七割くらいに上げるかどうかということに対して、直ちに上げますという答えは今まではできないと思ひます。

ないと思ひます。

○伊藤道雄君 たとえばまた分べん費ですね。これは組合員については本俸の一月分、扶養家族については二分の一と、こうなっておるわけですが、分べん費についても、これは療養費と同様、実際にかかった実費を支給することが、社会保険の立場から当然だと思ひます。本人が病氣をした場合には、全治するまでの全額を給付で支給されるわけですね。ところが、分べん費は組合員の本人が分べんした場合本俸の一月分だけでは、実際にはなかなか足りないわけですね。療養費と同様、これは実際にかかった実費を支給するのがどう考へても至当だと思ひますが、その点のように考へておられるか。

○説明員(深草克己君) 分べん費を組合員、つまり女の組合員が分べんした場合、一月分、組合員の妻が分べんした場合は半額ということ、実情を考へますと不合理だということはよくわかりますが、ただ先ほど申しましたように、家族療養費の問題と同じように考へますと、組合員が分べんした場合と、被扶養者が分べんした場合と、ある程度やはり組合の共済制度という関係から言いますと、差別があつてもいいのじゃないかと、法律上はそういうふうにか考へます。ただ、これはこの前の御質問にもございましたように、法律改正の問題で、付加給付とは若干性質の異なるものかと思ひます。各共済組合法との関連もございまして、全体として政府として考へていかなければならぬ問題と考へております。前に大臣からお答えいたしましたように検討したいと思ひております。

○伊藤道雄君 たとえば、日赤中央病院の実態調査によりますと、これはちょっと古い数字なんで恐縮なんです。が、それを一応見ますと、三等で一週間の入院の費用が八千六百五十円、その他の実費として二万三千四百一十一円、計三万二千ばかしの費用が実際にかかるわけですね。この程度の給付が、今の公企体の共済の経済状況でできないことはないと思ひますが、この点どうですか。

○説明員(深草克己君) これはまあ、各公社の負担、経理、この前資料を出しましたように、現在程度は差はありますが、黒字になっております。ただ、あのときに御説明申し上げましたように、医療単価が一割値上げしますし、その他そのほかの付加給付をどういうふうに持つていくかという問題もございまして。長い目で見まして、今の黒字がいつまで続くかという問題になりますと、そういう分べん費の引き上げ問題なんかはつきり出て参りますと、やはり財政的に考へましてできるかどうかということを検討した上でないと踏み切れない問題だと思ひます。

○伊藤道雄君 この分べん費に対して、最低保障額を設定する考へはなにかどうか。これは本俸の高い人はいいですが、一月あるいは家族でも二分の一ということ、不十分ながら俸給が高ければ相当額になるわけですが、本俸の低い人については最低保障額というものを設定しないと、非常に気の毒な実情になるわけですね。この点については、どうしても最低保障額というものを設定する必要があるかと、まあ最低二万円くらいの保障額は必要だと思ひます。こういつた点についてどのように考へておるか。

○説明員(深草克己君) 最低保障の問題は、これは短期給付全体について言える問題ではないかと思ひます。ただ、共済組合の建前といたしまして、給料の安い人は掛金が少い、高い人は掛金が多いということでございます。その間にたまたま安から安くていいんだということにはならないと思ひますが、最低保障をつけるという問題は、やはりこの共済組合法の一つの大きな問題点だと思ひます。今そういう改正をする意思があるか、ということでございますが、直ちにそういう意思があるということも申しかねますし、検討したいと思ひております。

○伊藤道雄君 この短期給付の実際の例として、いま一つ結婚資金についてもお伺いしたいと思ひます。これは現在に設定がないわけですが、低賃金政策下にある日本の勤労者としては、結婚資金というものは非常に重大問題なんです。結婚を早くしたいのだけれども、資金の関係でなかなか準備ができない、こういうお気の毒な方々が多いと思ひます。ところが、民間産業労働者は、こういう面では非常に恵まれておるわけですね。結婚資金とか、結婚祝い金とか、こういうふうな制度を設けて、相当結婚資金の面については優遇しておるわけですね。こういう点、当然考へられなければならぬと思ひますが、こういう点について考へていただくことがあるのか。

○説明員(深草克己君) 結婚資金につきましてはこの前もお尋ねがございまして、現在の法定給付の中に入っておりません、大臣から検討したいというお返事を申し上げましたので、つけ加えることもないと思ひますが、ただ、現在の共済組合の建前は、やはり相互救済といひますか、まあ、短期給付のいろいろな給付の内容を見てみますと、人がなくなつたとか、あるいは病氣にかつたとか、そういう非常に悲しいことに對する救済が多いようございまして、おめでたいことに對する場合はあまりないようございまして、これまた一つの制度としては大転換になる問題だと思ひます。大臣がおっしゃつたように、そういうものまで入れるかどうかということは検討したいと思ひております。

○伊藤道雄君 最後に大臣にお伺いたいのですが、国家公務員共済組合法では、軍人恩給期間を適用しているわけですが、この法案ではそういうことが見られないわけですね。これはまことに不公平だと思ひますが、この点はどういうふうにお考へになっておりますか。

○國務大臣(永野護君) 軍人恩給につきましては、公共企業体職員等共済組合法施行の際に、いろいろな事情で共済組合では救済しないで別建としたわけでありまして、さきに行われました恩給法の一部改正との関連及び国家公務員共済組合法が本人の選択によつて軍人恩給期間を吸収されることになりましたのと、先ほど申しましたようなつり合ひをとつていくという形から、これは再検討しなければならぬものと存じております。ただ、軍人恩給を共済組合に引き継ぐ場合の負担、これの増加という問題がありますのと、それからすでに退職した人について、その

取扱いをどうするかという問題があり
ますので、事務的にもう少し検討を加
えたいと存じております。しかし、た
だいま申しましたように、つり合いの
上から言いましたも、軍人恩給期間を
含めた方がよいという考えは持つてお
りますので、その事務的な成案がで
きましたら、改正したいという考
えております。いましばらく御猶予を
願います。

○伊藤道雄 恩給法が改正されて昭
和三十五年七月からだったと思いま
すが、七年未満の軍人期間も文官恩給期
間に通算される、こういうことになっ
たわけですね。こういう点からも、公
社の共済組合についても、通算するこ
とは当然至当であろうと思つていま
す。こういう点でいかがですか。

○國務大臣(永野護) 御説ごもつと
もだと思つております。だから大体
の方向は、御趣意に沿うように進めて
おるのでありますけれども、先ほど申
しましたような、まだ事務的にもう少し
検討する余地が残っておりますので、
成案を得次第に改正したいという
考へております。

○矢嶋三義君 私はこの法案を審議す
るに当って、岸内閣の大きな方針を國
務大臣あるいは國務大臣相当官の總理
府總務長官からお答え願ひたい。まず
第一番に伺ひたい点は、国民皆年金と
いうことを指向している、かように了
承してよろしうございませうね。
○國務大臣(永野護) さようであり
ます。

○矢嶋三義君 では伺ひますが、第二
十九国会において、五現業並びに雇
用員を対象とする国家公務員共済組合法
が上程されました。そうしてそれと健

康保険法の一部改正が行われて、

それらとの関連でここに三公社、すな
わち公共企業体の職員を対象とする法
律案が、そのバランスをとるという立
場から出てきたわけですね。そうなり
ますと、今、年金というものを考えら
れていて、国民皆年金とい
う方向を指向する、とすれば、とりあ
えずこの国家公務員共済組合法並びに公
共企業体職員等共済組合法の適用外の
国家公務員、さらに地方公務員の問題
が当面の問題として起ると思つていま
す。従つてこの法律案を調整する意味
において出された以上は、国家公務員並
びに地方公務員に対するものに方針と
いうものはつきりしていると思つていま
す。その方針を承りたい。

○政府委員(松野頼三君) お答えいた
します。あと残りますのが国民の中
でも大きな問題として、一般の公務員
の今日恩給制度というものが実施されて
おります。今回現業及び三公社という
ものが、ある程度前進して退職年金とい
うものが実施される。そうなります
と、当然これに合わせるという意味
で、今回の公務員の問題は、公務員法
の改正の中に大きな柱として立たなけ
ればならないと思ひます。しかし、そ
れはすべて同様にやるかという、お
のずからその立場と、その職務とある
いは経歴というものが変わつておるま
すから、全部平等にやれという方針は、
その方向に沿ひますけれども、おのず
から恩給というものの今日までの歴
史、及びその中に包含されていろいろ
いろな諸問題が御承知のごとくござい
ますから、一ぺんにそれが平均になら
されるかどうかというところは、ある程
度年月をかけたいただかなければ、こ

とに年金制度というのは相当長期にわ
たるものでありますから、急に變えら
ないことも、なかなかこれはできない
現状でございます。また、それに加入
されておる加入者の保護の立場から考
へても、急激に變化をするという、既
得権なりあるいはすでに今日までの
契約のもとに実施されておる、自己
の権利というものを、急激に變えるわ
けにもなかなか参りませんので、その
辺で今回の公務員の問題も、いずれこ
の国会中には成案を得たいと今日努力
いたしております。ことに、これは大
きな恩給というものになりますので、
内容も非常に多岐複雑でありますの
で、一がい恩給になつて右へなら
えと機械的に私は参らないと思ひま
す。また、国民年金にいたしましても、
御承知のごとく本年から発足をいたし
ましたけれども、これもまだ発足の当
初でありますので、全部でできるかど
うかということも、まだ内閣としては完
全に一致しているところまでいって
りません。方向は矢嶋委員のおっしゃ
るように、国民に対する年金制度とい
うものを理想に掲げて、各部々々で今
日やつておるものが現状でございます。

○矢嶋三義君 これが複雑多岐である
というところは、十分了とします。しか
し、この方向がきまれば、その方向に
向つて、すべてがこう同じ方向を指向
していくように、個々別々の問題を取
り上げていかなければならぬと思つ
わけです。行き当たりばつたりをやらず
方向を定めて、それに沿つていかなけ
ればいかんと思つたのです。従つてこ
れらの問題を扱うときに、そういう配
慮がなければならぬ。従つてこういう
法律案を扱うに當つて、当然焦眉の間

題として国家公務員、地方公務員の間
題もその構想に描きながら、この調整
法といふものを立法していかなけれ
ば、あとでどうにもならないと思つ
わけです。従つて私あなたに伺ひたい
点は、その複雑多岐といふことはわか
るんだが、もう少し具体的なものにな
らないか。その一つとしては、あ
なたの言葉から出ましたけれども、確
かに国家公務員も地方公務員にして
も、それぞれ立場が、経過等は違いま
す。しかし、基本線としては、まずで
きるだけシンプルなものにする。それ
から既得権といふものは侵さない方向
へ行く、こういう方向で私は進められ
るべきものだと思うが、いかがでし
ょう。

○政府委員(松野頼三君) 今の矢嶋委
員の御指摘の二点は、私もその方向
で、今日自分の思想として進んでおり
ます。私が今申しましたことは、恩給
が退職年金に全部移行するというわけ
にも参りませんし、その中には移行し
得る階層の方、移行し得る身分の方も
ございまして、移行し得ない身分
の方もございまして、恩給が直ちに退
職年金に移行されるかどうかというこ
とは、まだ今日検討の余地がある、こ
ういふ意味でありまして、それに移行
されるものは、この方向に行けばいい
じゃないかという、おそろくそういう
御思想だろと思ひます。移行される
ものは大体この方向でいききたいと思
ひます。しかし、大体国家公務員とすべ
て地方公務員とは非常に今日いろいろ問
題は似ておりますけれども、国家公務
員と三公社五現業といふものは、おの
ずから身分と職責といふものが、また
ある程度身分そのものに差異があると

いうことも御案をしなければ、ただ金
額が同じだから同じにいいじゃない
じゃないかと思ひます。同様な意
味において、その方向には沿ひますけ
れども、じや一字一句同様にいいじ
やないかという議論には、私はまだ今日
それまでは踏み切つておりません。し
かし、方向としては退職年金は、恩給
から一部はずして、退職年金にする
というところは私も今日考へております。

○矢嶋三義君 今までかつてここで
伺つた答弁より一歩も出ていません
で、もうちょっと掘り下げて伺ひたい
と思ひます。そのために、まず、さつ
き千葉委員の質疑に対して、大蔵当局
で退職金云々の答弁をされましたね。
念のために私は伺ひますが、これは國
家公務員共済組合法を前国会で審議し
た場合に、付帯決議がついた。その付
帯決議は、あの国家公務員共済組合法
を適用される者とそれから公共企業体
職員等共済組合法を適用する者との間
に、退職手当にアンバランスがあるか
ら、これを是正すべきである。こうい
う意味の付帯決議がついたと思ふ。だ
からあなたがさつき述べられたのは三
公社という関係、すなわち公共企業体
に勤務される職員のアンバランスの退
職手当を研究して、この国会に法案を
出されるという意味で言われたのかど
うかです。私はそうだとするのです
が、もちろん同様にすることでも
すがね。それともさらに範圍を広げ
て、国家公務員の退職年金法を対象と
して、さつきあいうふうにお答えに
なつたのか、その点次の質問をする関
係上明確に承りたい。

○政府委員(佐野廣君) 今矢嶋委員の

おっしゃったことの前段は、私の答弁申し上げた通りでありまして、今、後段の方にお話しする点は、この五現業と非現業との問題でないかと思ひます。これは御承知の、前国会の共済年金の制度ができました際に、この官吏、雇用人とも五現業の方は共済年金に相なっておるわけでありまして、残された非現業の方に官吏の身分のある人と雇用人の身分のある人とに差異がありまして、これが恩給が官吏の方にありまして、そうして雇用人の方は共済の方に移った、こういうふうな経過に承知をいたしておりますが、それで今の総務長官のおっしゃった点等の問題であります。これは総理府の方では、この官吏の方の、非現業の官吏につきましては、退職年金の方をたゞいまとする傾向に承知をいたしております。従ひまして、私も大蔵省といたしましては、大体の思想統一いたしましては、この非現業の方も共済の方にいったらという考えを持っておりますが、この点につきましては、完全なる調整がついていないやに承知をいたしております。が、これは調整のつく見込みが私どもあると思ひますけれども、なお詳細にわたりまして、まだ確実な点から申しますならば、いまだ少しい見の調整をしないやいけないう点が残つておると、かように存じておる次第であります。

○矢嶋三義君 それでは言葉を変えてお伺いしますから、お答えいただきます。岸内閣としては、国家公務員の俸給としては退職年金法案、それから地方公務員の俸給としては退職年金法案、そういうものをこの前の国会で審議した国家公務員共済組合法、それから今われわれが審議している公共企業体職員等共済組合法、これらとのバランスを考へてこの国会に提案する考へで、今事務局で研究作業をしているのか。それともそれはずっと将来の問題で、この国会に出すというふうな、そういう用途では研究していないのか、その点はどちらなんですか。

○政府委員(松野頼三君) この国会に提案したつもりで、その方向で努力いたしております。ただ簡単にこう申し上げれば、あとでいろいろ疑問が出ますので、つけ加えて申し上げます。この問題は、三公社五現業と同じように取り扱えるか、これは多少私には違ひが出てきはないか、と申しますのは、御承知のとおり、公務員制度というものの管理、監督及び給与、身分というものの、総合的な意味で私の方は今回国家公務員法の改正を提案いたすわけでありまして、ことに人事管理というふうなものが主になつて参ります。その中に当然この退職年金制度というものが身分の中に入つてくるわけでありまして、そこに多少まだ各省間における調整がつかない、という意味は、私の方から言へば、人事監督権はあくまで一本化するべきものだ、こういうのがこの答申案の趣旨でございます。しかし、そうなつて参りますと、それなら大蔵省の共済年金制度はどの所管に置くのかという問題が次に出て参ります。そういう技術的と申しますか、付帯的な問題の解決がまだついておりませんので、私の方としては、退職年金制度に持つて参りたいと思ひますけれども、その退職年金制度が三公社五現業と同様なものであるかどうかということがまだ疑義があります。人事管理あるいは給与をやりたいというふうな方向は示されておりますけれども、技術的にこれをどうするか、所管はどこへ持つていくとか、あるいはこれはどうしななければいけないとかいうことは、答申案にも明確になつておりませんので、そこで政府としては、各省間の意見を調整しながら最善の道を選ぶということ、その方向はその方向に考へております。それは法案の内容はどうするかということ、これはまだ疑問が残つておりますので、これ以上私は本日御答弁できないのであります。おそろく矢嶋委員は今までのいきさつと、あるいは昨年以來いろいろの問題がございましたが、それでいきさつを御案の上私の答弁でがまんしていただきたいと思ひます。

○矢嶋三義君 あなたの答弁を承わつてみると、相当あなたは広大な構想を持っていらっしゃるのです。それで伺いますが、支障なくこれらの問題を合理的に解決していくためには、あなたの答弁から私推察することは、国家公務員法、地方公務員法、それから当然定員法もよく研究していかなければならぬ。それから給与法、恩給法、年金法ですね、こうなつてくると、ひいては総理府の設置法までいかなければならぬ。こういうものに手をつなげれば、今言つたあの公務員の身分から何から、給与から、それから年金との関連をつけて、しかも国民皆年金を施行する方向に合理的に進めていくとなると、それだけの店を広げなければならぬと思ひます。そこでそういう考へかどうかということが一つと、それ

から五月総選挙後、岸内閣は長期政権を自他とも認めた時代なら、私はそういう構想がゆくと思うのですが、最近のものがやれるという見通しを持つておられるのかどうか。それともやれぬとなれば、その中の一部、あるところしほつてやろうとしておられるのか。内容はあとでちょっとポイントだけ聞きますが、その前に、一体この通常国会に岸内閣としてはいかに臨まんとするの、それを承わつてないと、これに對するわれわれの態度表明がいたしかねますので、率直にお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(松野頼三君) 内閣の批評は、いろいろ世評でありますので、何ともお答えできませんが、かりに百歩譲つて、いろいろ非難があるとしても、私は岸内閣の今日の態勢というものは、本體は健全だと、まあある程度手直しをしなければならぬ、自動車で言うならば、一つの車がパンクして空気が抜けてきたということはありましよう。しかし漸次空気を入れ直せば私はいいと思ひます。エンジン、母体は健全だと信じて、この車の上において私はこの思想を発表し、矢嶋委員の言われたように大幅な考へを持つておられますが、それを今ここで現わしましたならば、必ずまたそれは次の構想はどうだとおっしゃるやうに、行政機構まである程度触れなければ私にはできない。また、今回の公務員制度調査会の答申を見ましても、大幅な行政機構の改革はいたしませんけれども、人事管理についての行政機構の改革は、重要なポイントとして実は答申を受けております。これも二年半前のことでこ

ざいですが、相当大幅であつたために、あるいは内閣の生命、あるいは選挙というものがあつたために今日まで出せなかつた。幸ひこの機会にこの健全な自動車の強いエンジンのときにできないのじゃなからうか、こういう考へで私の思想は、たゞいま答弁しましたように、公務員制度全般にわたつての改革をまず考へる、そしてそれを一べんに実施は出してこの国会に提案して通過させていたきたい。しかし時間的にあるいはまとまつたものからこまぎれに出すということになるかもしれませんが、拙速の道を選ぶかもしれませんが、構想としては矢嶋委員のおっしゃつたやうに、相当大幅な構想の上に立つて今回はこれを提案いたしますという形におそろく私は進みたい、こゝ考へておるわけですから、非常に大きな構想でそんなものはできやせんと言われるかもしれませんが、しかし、公務員制度全般を、もしもいじりますならば、そういう構想に立つて進めなければ非常なあやまちを犯すのではあるまいか、従つて全部が一べんにこの通常国会に出すのなら問題ありませんけれども、一部のものでもこの国会のうちに私は提案しながら進みたい。ことに退職年金制度というのは、すでに三公社、五現業というものが相当進んでおりますから、大きな構想があるから、これを曲げていくのはいけません、ある場合には退職年金の問題だけをあるいは構想の一部として提案いたすかもしれないが、今日のところは、依然として構想を練つた上での意味で、慎重に今日やつておるわけですから、相当私は大幅な構想を今日私

以下ならば公務員に入れぬでもいいのではないかという議論も出てくる。一日給与をもらうとか、一年もらうとか、十年経てその職にあるとか、これはおのずから次の段階で議論になる筋だと思いますが、私が申し上げましたのは、一年のうち何日か給与をもらう方でも、国家から給与をもらうのだから公務員だという議論は、少し不明確じゃないか、こういう意味でございす。それから労働問題は、これは労働大臣の所管で、私があえて答弁するのはおかしいのでございす。公務員制度という意味からお答えいたしますならば、公務員はあくまでも憲法に規定されているいわゆる勤労者の大きなワケに入るかもしれません。しかし、特にこの問題だけはあくまでも公務員の身分、あるいは公務員法によつて、これはだれに奉仕するのかわか、何

も政府に奉仕するのではなくして、国民に奉仕するのでありますから、おのずから身分と目的が違いますから、一般的な一般議論だけではうまくいかないのではないかと。その意味で特別法があり、特別身分法があり、特別恩給制度というのがあるのですから、私は憲法の二十八条の言葉だけですべてを律するわけにはいきませんと、こういう考えでおりますが、私は別にけんのんな考えを振りかざしておりませんので、どうぞ御了承いただきたいと思ひます。

○矢嶋三義君 政治活動の方は。○政府委員(松野頼三君) 政治活動も今日公務員法あるいは人事院規則で規定されておりますので、私は特にこれを改正するのだ、もっと強化するのだ、これを緩和するのだとかいう考え

はありません。おのずから公務員の、及び今日の労働情勢に依つてこの問題は議論すべきものである。労働情勢が非常に悪いというならば、これは特に改正する必要もなからう。あるいは非常に悪いというならば、あるいはこれは変えなければならぬだろう。これは社会情勢と一般の国民の世論の空気の動向を見ながら定めるべきものだと私は思ひます。これは特に国家公務員が非常に危険な人だとも考えておりません、労働問題について。しかし全然もう野放しでいいのだとも考えておりません。その辺でこの問題は扱つて参りたい、こう考えております。

○矢嶋三義君 私は先ほど長官にあえて申し上げたのですが、確かに長官は、私は若くて優秀だと思ふ。ちよつと近代的なセンスを持ってやられると、これは与野党から認められて、あなたは大成すると思ふのです、冗談でなくて。(笑)ところが、一步誤ったから、若いだけにそれはとんでもないことをやるおそれがあると思ふ。もう一点この点について伺ひますが、それは任用及び給与についても、これは私は新聞で拝見したのですが、昇任は選考に於ける。これと裏表に出るのが上級公務員の管理職化、管理職の強化、最近典型的に出たのが学校長、教頭の管理職化と管理職手当です。これはだれが考えても、きょうは、場が違うから私

も認めにならうと思ふ。これは岸内閣の一つの政策として象徴的に現われてきたもので、これはごく極端な例ですが、ね。しかし任用及び給与を、昇任は採用試験よりも選考を中心にして、それから上級公務員の方の管理職化を強めていく。こういうような方向が報じられるようにあるとすれば、法案が出てきた場合に、あなたと相当摩擦が起つてくると思ふ。また、先ほどちよつとふれましたが、人事院の問題にしても、私ら今の人事院が完璧とは思ひませんけれども、しかし、終戦後日本の公務員制度の民主化にこれはかくかくたる私は業績を残したと思ふ。あの大筋というものは、生かしていかなければならぬと思ふ。しかし歴代の保守党内閣は、これをつぶそうとしてゐる。今度あなたは賢明か何か、ともかく事務総長を副長官に迎えてゐるわけですね。だからこのコンビは場合によればいい薬になるが、場合によつてそれはすこし劇薬になるおそれがあるのです。だから私はあえてこういうことを承わつてゐるわけですが、その任用及び給与、さらに職階制の強化、それから人事院の骨格がですね。そういう点については今の作業段階では、私も野党並びに国民労働大衆が考えてゐるような方向を相当しんじやくしてやられてゐるのか、それとも政治だから、男性を女性にし、女性を男性にすることはできない、それ以外は何でもできるといふ、そういう過剰な自信を持つて作業を進められようとしてゐるのか。そういう点の基本的な考え方、御抱負というものを願望を含めて承わりたい。

○政府委員(松野頼三君) ちよつと、これはあの答申の中に書いてあります

ますような思想をもつて私はやりたい。と申しますのは、これは試験ばかりではなかなかうまくいかないし、今日試験ばかりで必ずしも実施されておらない。また、年がら年じゅう試験ばかりでは、行政能力が、試験能力は上りまして、行政能力が非常に阻害されるという精神でこういう文句が書かれたのだらうと存じます。しかし、あくまでこれは推薦だけという意味ではありませんで、推薦に合せて適當なる選考もやれという精神がこの中に出ておりますので、試験ばかりにこだわるわけにも参りません。推薦ばかりにこだわるわけにも参りませんので、推薦と選考と、ある場合には試験というものを三つかみ合せてやれという答申の精神だらうと私は考えますが、ある場合には、試験制度によつて任用され、ある場合には推薦の段階になる。それは職場々々、地位々々によつて変わってくるものではないかと、かつて人事院でも各省の局長の試験をした例もございすが、必ずしも世論から好評だったとは言えません。あれを毎年実施するわけにも参りませんので、その意味である階級においては、これは試験制度で登用することがよろう、採用試験というのがございすし、任用試験もございすし、資格試験もございすし、ある場合は、試験制度というものが、ある場合を通るときには、私は必要だと思ひます。しかし年がら年じゅう、局長も課長もすべてやるといふわけに参らないのじゃないかと、まあ、まだ実は案を作つておりますので、まだ実は案

に私はこの成案を得たいと思ひます。そう極端に私の方は公務員制度そのもので人事院を弱体化するといふ考えは、公務員制度の中からは出て参りません。人事院をいじくるときには、これは行政機構改革の方でどういうことになるか、これはもう別であります。私が担当しております人事管理及び公務員制度の中から人事院を廃止するといふ思想は実は出てこないわけでありす。これは国家行政組織法の中から人事院問題というのは、常に議論されておることは承知しておりますけれども、私はその衝にありませんし、またその問題もまだ具体的に出ておりません。私が関与しておりますその公務員制度の中においては、人事院というのは、この答申案の中にもはっきり明記されておるようによつております。従つて、人事院を絶対廃止するのかわからないのか、今日私は明確に答弁できませんが、公務員制度の法案を出すその中には、人事院というものは、私は存置するべきものだ、しかし、国家行政組織法の中からどういふ法律が出てくるか、これは私はまだ関与しておりませんし、今日結論を申し上げるわけには参りません。それが今日人事院の私は立場だらうと考へております。

○矢嶋三義君 最後に伺ひますが、それは、最近提出される法律案を見ますと、大体組合員の負担は四五%という線にそろつてゐると思ふのです。残りの方は国庫なりあるいは公社の方で負担する、こういう形になってゐると思ふのですが、この組合員四五%という線でそろえていくつもりかどうか。それからこれと表裏の関係になるでしょうが、年金給与の基本額は年所得の四

○矢嶋三義君 政治活動の方は。○政府委員(松野頼三君) 政治活動も今日公務員法あるいは人事院規則で規定されておりますので、私は特にこれを改正するのだ、もっと強化するのだ、これを緩和するのだとかいう考え

はありません。おのずから公務員の、及び今日の労働情勢に依つてこの問題は議論すべきものである。労働情勢が非常に悪いというならば、これは特に改正する必要もなからう。あるいは非常に悪いというならば、あるいはこれは変えなければならぬだろう。これは社会情勢と一般の国民の世論の空気の動向を見ながら定めるべきものだと私は思ひます。これは特に国家公務員が非常に危険な人だとも考えておりません、労働問題について。しかし全然もう野放しでいいのだとも考えておりません。その辺でこの問題は扱つて参りたい、こう考えております。

○矢嶋三義君 私は先ほど長官にあえて申し上げたのですが、確かに長官は、私は若くて優秀だと思ふ。ちよつと近代的なセンスを持ってやられると、これは与野党から認められて、あなたは大成すると思ふのです、冗談でなくて。(笑)ところが、一步誤ったから、若いだけにそれはとんでもないことをやるおそれがあると思ふ。もう一点この点について伺ひますが、それは任用及び給与についても、これは私は新聞で拝見したのですが、昇任は選考に於ける。これと裏表に出るのが上級公務員の管理職化、管理職の強化、最近典型的に出たのが学校長、教頭の管理職化と管理職手当です。これはだれが考えても、きょうは、場が違うから私

も認めにならうと思ふ。これは岸内閣の一つの政策として象徴的に現われてきたもので、これはごく極端な例ですが、ね。しかし任用及び給与を、昇任は採用試験よりも選考を中心にして、それから上級公務員の方の管理職化を強めていく。こういうような方向が報じられるようにあるとすれば、法案が出てきた場合に、あなたと相当摩擦が起つてくると思ふ。また、先ほどちよつとふれましたが、人事院の問題にしても、私ら今の人事院が完璧とは思ひませんけれども、しかし、終戦後日本の公務員制度の民主化にこれはかくかくたる私は業績を残したと思ふ。あの大筋というものは、生かしていかなければならぬと思ふ。しかし歴代の保守党内閣は、これをつぶそうとしてゐる。今度あなたは賢明か何か、ともかく事務総長を副長官に迎えてゐるわけですね。だからこのコンビは場合によればいい薬になるが、場合によつてそれはすこし劇薬になるおそれがあるのです。だから私はあえてこういうことを承わつてゐるわけですが、その任用及び給与、さらに職階制の強化、それから人事院の骨格がですね。そういう点については今の作業段階では、私も野党並びに国民労働大衆が考えてゐるような方向を相当しんじやくしてやられてゐるのか、それとも政治だから、男性を女性にし、女性を男性にすることはできない、それ以外は何でもできるといふ、そういう過剰な自信を持つて作業を進められようとしてゐるのか。そういう点の基本的な考え方、御抱負というものを願望を含めて承わりたい。

○政府委員(松野頼三君) ちよつと、これはあの答申の中に書いてあります

○%と、大体そろえてきていると思うのです。この数字もそろえようとしてゐるのか。そこで、公社なり国がある程度負担するからというので、さきも質問に出ておりましたが、資金運用部の方に繰り入れるとかいうふうなことで、大蔵大臣の監督権が強化されて、そしてこの福利施設である場合の組合員の意向も無視される傾向が、最近出てくる法律案を見ると、どれもそういうふうに見えるわけなんです。これらの点は、大蔵大臣の権限が強化され過ぎて組合員の意向が運営面に反映しない傾向になりつつあるという点なんかが反省してもらわなければならぬと思うのです。だから私は最後に承りたい点は、さき出した四五とかあるいは四〇とかという数字は、今後そういう方向でいくのか。それから運営面については、最近組合員からいろいろと批判がありますが、それらを耳にはさんでいただけるのかどうか。私は願くば次の議会に法律案が出てきた場合に、あなたとここで対決しないで済むような案が出てくることを期待するわけです。そういう方向で作業をしていただけるか最後に伺って、私の質問を終ります。

○政府委員(松野頼三君) 大蔵大臣の監督強化と組合の運営という問題は、結局その会計から言いますと、運用益を見かに見るといいますと、負担金と給付金が変わつてまいります。また国の負担すべき金額も変わつて参ります。その運用をどうするかによつて、おのずから変わってくるのじゃないか。どうしても大蔵大臣の監督を強化して、財政金融面から国庫にこれを預託しろというならば、当然国庫に預託

すべき運用益というのは、差し当り六分というものが、今日の最高かと存じます。その程度しか見られない。それに合して会計をやりますから、それならばその差額をそれじゃ国が負担するかどうかというふうな考えになるわけで、これを国から負担してもらわなくてもよろしい。運用益で証券あるいは国債を買ってそれ以上の利回りを自分たちがやるのだという運用の問題の運用益の計算によつてこの会計は変わってくる。また、そののみならず果してそういう運用ができるかという問題が第二に出て参りましょうし、また、そうすることが日本の財政金融に支障を来さないかということが第三番目に議論がそこまで着目して参つておりましたが、そこが当然議論になる焦点だと思ひます。四五かどうかは、ちょっと私もあれですから、政府委員に答弁させます。どうかそういう事情で矢島委員と思想はそんなにかけ離れたものじゃない、ただ最後に大蔵大臣が監督するのはいいか、あるいは組合員全部にまかせるといふのか、ある程度国が関与するのはいいかという問題が多少残りますが、そう大きなかけ離れはありませんが、私もそういう方向で努力して、今後提案をいたすつもりでありますので、出ました際にはどうか一つ御協力をいただきたいと思ひます。

○政府委員(増子正宏君) ただいま御指摘の職員の負担分を、いわゆる総財源の四五%にするかという問題であります。現在までの共済制度に四五%という形に御承知のようになつてゐると思ひます。これは結局国

の負担と職員の負担をどういうふうにするかという問題と、それから全体の財源がどのくらい必要とされるかというところの關係から出て参ります。それから大体四五%対五五%ということば、御承知のように原則的には、いわば使用者側とそれから組合員側との折半負担というふうな考え方を基礎にしまして、それに国庫としてどの程度負担するかという率の勘案が五五対四五ということと今日まで参つてゐると思ひます。この点につきましては、いわゆる長期収支計画上の負担の限度、あるいは職員の個人の負担の限度というふうなもの、それから民間との均衡、そういう点で総合的に勘案される問題じゃないかと思つておりました。

○横川正市君 最初に公共企業体職員等共済組合法の改正の第二点についてお聞きしたいのですが、現在結核等のお療養期間等で、運輸大臣と運輸省所管の人しかおられないようでございますが、実際上療養期間は、最近新しい薬その他で短縮されてゐると思ひますけれども、この健康管理とそれから療養期間とを大体三年というふうにきめられております。その期間をはみ出してどの程度の患者がおられるのか、その点数で示し願ひたいと思ひます。

○説明員(深草克己君) 三年間をはみ出しておる人……

○横川正市君 三年間實際療養して治療しない……

○説明員(深草克己君) ちょっと今わかりかねます。

○横川正市君 これは各省相当数の人が治療しないうちに療養を中断される、給付から中断される実情にある。個人の資金でなお療養し、あるいは不完全療養のうちに職場に復帰するといふのが相当出てきているのじゃないかと思ふ。今度の法律改正の趣旨によれば、自動的に罰則事項というものが入ったわけでありまして、この不正受給者の費用徴収の二つの新条項に伴つて要望申し上げておきたいと思ふのです。それは實際の附則によるところの療養期間の延長をある程度はかつておかないと、今言つたように、事実上療養未完成で現場に戻る場合、それから非常に生活保護法やその他に切りかえられて療養する場合とあるわけです。もしそれを便法上とつておりましたら、罰則規定が今度は強化されておりましたから、相当運用上問題が起るんじゃないかと思ひますので、この点はぜひ三公社等の場合でも實際に適用して、これは経費の支出の問題はあるけれども、相当修正する必要があると思ひますので、その点一つ要望申し上げておきたいと思ひますが、あとでそれについてお答えをいただきたいと思ひます。

○説明員(深草克己君) 三年間をはみ出しておる人……

○横川正市君 三年間實際療養して治療しない……

○説明員(深草克己君) ちょっと今わかりかねます。

○横川正市君 これは各省相当数の人が治療しないうちに療養を中断される、給付から中断される実情にある。個人の資金でなお療養し、あるいは不完全療養のうちに職場に復帰するといふのが相当出てきているのじゃないかと思ふ。今度の法律改正の趣旨によれば、自動的に罰則事項というものが入ったわけでありまして、この不正受給者の費用徴収の二つの新条項に伴つて要望申し上げておきたいと思ふのです。それは實際の附則によるところの療養期間の延長をある程度はかつておかないと、今言つたように、事実上療養未完成で現場に戻る場合、それから非常に生活保護法やその他に切りかえられて療養する場合とあるわけです。もしそれを便法上とつておりましたら、罰則規定が今度は強化されておりましたから、相当運用上問題が起るんじゃないかと思ひますので、この点はぜひ三公社等の場合でも實際に適用して、これは経費の支出の問題はあるけれども、相当修正する必要があると思ひますので、その点一つ要望申し上げておきたいと思ひますが、あとでそれについてお答えをいただきたいと思ひます。

うして立案に當つて考慮された問題としては、二十年の年金受給の権限付与に對しての期間が、四〇%、いわゆる二十年勤続で四〇%という、こういうふうになつておるわけです。それに対して計算方式はその二十年で最終本俸の三年平均という計算方式になつておるわけですが、これでゆきますと、四〇%ではなくして、實際は三八%というところになるわけです。四〇%支給しようという趣旨は、一応は計算の基礎がそういうふうになつておりますが、三八%というふうになつておるわけで、支給される結果になつておるわけです。まだ法律が一月一日から実施の前でありますから、ここで私はどういふ言ひがあなたの方でも出せなかつたと思ひますが、均衡をとつて五現業の一時金がきめられ、その均衡上から三年平均本俸というものが計算上出てきたということになりますと、今度は次に三公社の一時金が五現業と比較して増額されるということになります。となると、一体これは均衡論からゆきますと、少し手直しを必要とするのじゃないかと思ひますが、その点どうでしょうか。

○政府委員(佐野廣君) 仰せのように公社と五現業との共済年金の差があつたのを調整して、今度退職手当の方で調整する、こういうふうなことに相なつたわけであつて、前国会で二五%五現業の方を……今度改正いたしました際に退職手当の方で少し表を作つてみますと、仰せのようになお調整を要する面が少し残ると思ひます。この点につきましましては、私も……前国会の経過をあまりよく承知いたしませんけれども、これは各関係者と相談いたしまして、適

正なところをとりなくちゃならないと考へております。従いまして先ほど答弁いたしましたように、その幅と申しますか、これがまだ結論に達しておらないのでございまして、これはよく一つ検討を加えまして、適正なところに落ちつきたいと、かように考えております。

○千葉信君 私は深追するつもりはありませんが、永野さんに一つ注意を喚起しておきたいと思ひます。政府委員の問題についていろいろ論議がありましたが、この法律案の進行のために一応問題の究明はあとに譲りましたけれども、今横川委員の質問に対して三年以上の結核罹病者の状態を質問したのに対して、政府委員が答弁できなかった。横川君の質問は、一步譲つて、運輸省関係だけの点でもよろしゅうございましてからという妥協まで行われた。それに対して答弁がなかった。こういう事態は、さきに注意申し上げたように、政府として全体のこの公共企業体等共済組合関係の責任を持っておる人が出席しておれば、この点については答弁できないということでは了承できぬし、また答弁すべき立場だし、その点はこの委員会が究明されたはずなんです。実際問題として、運輸省の政府委員が運輸省関係の所管事項については答弁できるはずなんです。が、さっきはまたまたその数字を知らなかったから答弁できなかったのだと思ひます。そういう点から言ひますと、やはりこの法律案を審議する場合、この法律案全体に対して責任を持てる政府委員が必要であつたということ、この事実をもつてしても、実際問題が証明してくれたわけです。こ

れは一つあとに問題の究明は残すけれども、ちやうどいい實際問題が起つたわけですから、永野さんの注意を喚起するにとどめておきます。

○国務大臣(永野護君) 御注意はよく拝聴いたしました。先ほど申しましたように、法律論としてもなかなか議論の余地のある問題でありますから、他日機会を得ましてくわしく御答弁いたしたいと思ひますが、しかし言わずもがなのこともしれませんが、通るも、かりに、千葉委員のおっしゃる通り、たとえれば各省にわたることは総理府の人が出てくべきではないかというふうなお説もあつたのでありますけれども、そういうふうな多岐にわたればわたるほど、今申しましたような具体的な問題を聞かれますと、各省間のすべてのことを即座に答弁できるような政府委員を求めるとは、千葉委員のお説をいれまして、それはおそらく不可能だと思ひますから、その点は御了承願ひたいと思ひます。

それから、横川委員にお答えいたしました。が、まことに御親切な御注意であつて、一番現実に考えなければならぬ問題で、気の毒な人を何とかして直してあげたいということは、全く御同感であります。ただ、それがどの程度の財政負担にたえ得るかという現実の問題がございまして、今人数の答弁ができなくて、まことに申しわけなう受けて恐縮しておりますので、人数もありませんし、それからその予算もありまして、そこを十分に検討いたしまして、できるだけ横川委員の御親切なる御配慮に沿ひ得るよう努力いたします。

○横川正市君 実は、佐野政務次官の

答弁で、ちょっと私、前回きめられた率にあつた手を加えられるようなことがありますと、これはまあ大へん問題になると思ひますが、先ほど大臣が答弁されて、なおかつ、これは大蔵省との話し合いがまだ完全にできておらないから、率その他について明言できなかったのだと、こういうことで、私は少くとも、現行五現業が実施をされております政府全額負担の一時金の率は、三公社もこれを適用したいと、こういうことだったとさきに了解をいたしました。その了解の上に立つて、それならば均衡上問題になつて五現の最終本俸計算方式三年平均というの、一体これは大蔵省としてはどうお考えになつていますかと、こうお尋ねしたので、ただ三年平均本俸と一時金の計算方式のうちに、まあ若干の差があつたというところは私も記憶いたしますが、その若干の差を今度三公社にプラスするのだというふうな答弁では、ちょっと私は納得いかないわけですが、その点もう一回御答弁願ひたいと思ひます。

○説明員(岸本善君) ただいま政務次官の申し上げましたのは、五現業と公社につきまして、退職年金、それから退職手当、現在それぞれちがひに相なつております。しかしこれを、ちがひをぐじや困るのであります。現実的に両者が均衡のとれる、御不満のないようにいたしたい、そういう意味で退職手当の支給率を、今度公社についてある程度上げるわけでありまして、この実質的均衡のとれるような率を今検討中であるということをお願いいたします。

○横川正市君 そうすると、それは退職年金のそれぞれ支給される額とは別個に、一時金の方を切り離して比較されるというふうな私の方で了承してよろしゅうございしますか。

○説明員(岸本善君) 公社の退職手当の引き上げ率が、若干この前五現業について上げましたのよりは少し低めに相なるといふことでございします。

○横川正市君 低めになるということ、これはどういふ計算になるのか、ちょっと私わかりませんが、低めにしなければならぬというふうな考えられる理由は何でしようか。

○説明員(岸本善君) 低めと申し上げますことは、ちょっと強い響きがあつたためお尋ねになつたかと思ひますが、退職年金の方で給付額の計算の基礎が違ひますので、やはり公社の職員の方は余分に退職共済年金が参つておるわけでありまして、その余分に参つておる分を、一時金で換算するとどれくらいになるかというのを計算いたしました。それを退職手当の方で調整を加えて参りたいということでございます。

○横川正市君 実はここではっきりと大蔵省の皆さんから返事をもらいたいというところではないのであります。ですから、今出されております共済法の一部改正法律案に伴つて、前回決議された衆議院の大蔵委員会の決議の趣旨に従つて、一時金の増額に対しての法案を休会明けに出したいというのであります。その線に沿つて実は私は御答弁をいただければいいわけなんです。ただその場合に、計算上の基礎がそれぞれ違つておつて、その計算上の違ひを、実質的には三年平均の本俸による計算方式と、それから一時金

の割合の増額と、こういうふうには実は私は均衡がとられておつたと思ひます。そうすると、一時金の問題を、今その均衡をとつたものにいささか差があるから、その差を計算の違ひだといふふう言われると、これは増額される一時金の方は、全く微々たるものになつてしまつて、休会明けに提案をされる趣旨というのは、私はこれは全くなくなつてしまふと思ひます。そうではないに、退職年金とそれから一時金とは全く切り離されたもので、五現の一時金と同率くらいなもの三公社にも支給したいという趣旨で休会明けに法律案が出されると、こういうふうには私は了解をして質問をいたしておるのであります。その点は、大蔵省としてはどうお考えでしようか。

○政府委員(佐野廣君) 仰せのように、前国会における審議の経過もあることとございまして、ただいま少し率直に申し上げ過ぎたかと思ひますが、私も計算の基礎を一つここで申し述べ何を持て参りませんけれども、ちやうどシソーラのように相なつておるようには思ひますので、この点は、前国会において御審議になりました経過を十分尊重し、また付帯決議等の御趣旨も体しまして、これは私どもの方で案を作りました際にまた御審議を願ひたいと思ひますが、この点は十分、横川委員のお説ももつとございまして、そんな一時を制するような方向に向つて改正するといふ考えは毛頭ございせんし、皆様方に適正なところと御了承願ひる線を出す覚悟でございます。それから、御安心願ひたいと存じます。

○横川正市君 根本的には私は先ほど総務長官が言われているような格好で

の法案の提案に対しては、あまり歓迎しない立場に今立っているわけだ。ことにきょうは運輸大臣とそれから総務長官と大蔵省と三人並ばれて退職年金の問題を討論されていると、非常に質問のしづらい状態だということを私は率直に言えると思うのであります。そこで出される案が、その職種がきめられれば、職種に従っていささかの差があつてもいいんだという考え方は、私はこれはとるべきではない。できればやはり相当その内容については検討され、それから検討された内容で、いろいろ条件のいささか異なつた点があつても、この点については大体考え方を統一して、そして率にあまり不均衡の来さない全体的な法律案が作られることを実は期待するわけでありまして、そういう期待の上からいいますと、ただ単に三公社と五現業と、こういふところだけで、いろいろ違つた格好のものが出てくるといふことになりまして、非常に私はこれは問題だと思つてゐます。ですから前国会での審議の過程を見ましても、私もやはり三公社の計算の基礎、それから事実上きめられた一時金というものと、それから五現業の計算の基礎に立つたものと、實際上の一時金できめられたものとを比較検討した上で、全くこれは内容的に違わないのだというふうな確認の上に立つて、実はあれはきめられたものだ、私も賛成したわけでありまして、そういうことで今政務次官の言われた点でぜひ一つ、私はこれはこれ以上質問いたしません、内容の検討を行われるようにお願いをいたしまして、質問を終りたいと思ひます。

○委員長(永岡光治君) 他に御発言も

第一部 内閣委員会会議録第四号

なければ、これにて本案の質疑を終局することに御異議ございませんか。

○委員長(永岡光治君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明かにしてお述べを願ひます。

○伊藤彌生君 私は日本社会党を代表して、本法案に反対するものであります。

反対理由の概要を申し上げますと、まず第一に、健保改正に伴う一部負担増を、不当にも公企体共済に導入したそのこととあります。

第二には、本改正案には、組合員が従来から望み続けて参りました短期給付の内容改善についての考慮がいささかも払われていない、この点であります。

第三には、健保法の十二条の精神を取り入れて、本法案にも付加給付が確実に実現されるよう考慮が払われなければなりません。第二十八国会における国家公務員共済組合法の改正に際しまして、衆議院において修正がなされ付加給付をすることができ、このようになりまして、けれども、何分委任立法でございますので、その実現の可能性の少いことを心から憂慮するわけでありまして。

第四には、国家公務員共済組合法は軍人期間を通算しておりますが、にもかかわらず本法案にこれが通算されておられません。軍人の普通恩給を受ける権利は希望によつて消滅するものと、その者の軍人期間を組合期間に通算するように改むべきだと思います。第五には、第二十八国会の衆議院大

蔵委員会において付帯決議がなされた退職手当の引き上げについては、休会明け国会に提案するとの配慮がなされているようでありまして、本法案にその配慮のなかつたことは、まことに遺憾とするところであります。

最後に、資金を大蔵省の資金運用部に預託するということは、大きな改悪だと言わなければなりません。

大要、以上のような観点から、社会党としては本法案に反対するわけでありまして。

政府当局におかれましては、可及的すみやかにこれらの点、特に軍人期間の通算、退職金の引き上げ、大蔵省の資金運用部への預託の取りやめ、このようない点が実現せられるよう、最大限の努力を払われることを要望申し上げます。

○委員長(永岡光治君) 他に御発言もなければ、討論は終局したものと認め御異議ありませんか。

○委員長(永岡光治君) 御異議ないと認め、それではこれより採決に入ります。

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出) 全部を問題に供します。

本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。

○委員長(永岡光治君) 多数と認めます。

よつて、本案は多数をもって内閣提出の原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出する審査報告書の作成につきましては、慣例により、委員

員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○委員長(永岡光治君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

速記をとめて下さい。

○委員長(永岡光治君) 速記を始めて下さい。

午後二時から再開することにいたしました。

午後一時九分休憩

午後二時二十分開会

○委員長(永岡光治君) 委員会を再開いたします。

国家行政組織に関する調査並びに国防衛に関する調査を議題として調査を進めます。

東宮御所入札の件、駐留軍関係の損害補償に関する件等について委員から発言を求められておりますので、順次これを許します。

○八木幸吉君 本日は、皇太子殿下の御誕生日で特にお忙しのところを、宮内庁当局の御出席をわずらわしたことを非常に感謝いたしております。

問題が非常に急を要するものでありますから、特に出席をお願いしたわけでありまして、問題は、昨日の各新聞また放送関係等にも取り上げられておりました、新しい東宮御所の建築に関する落札の問題でございます。新しい東宮御所の建設につきましては、中に東宮職等の事務所も含めまして皇太子殿下の新しいお住居になるわけであり

ます。昨日の新聞によりまして

と、この造営の本年度の予算八千七百

万円のうちに、すでに設計あるいはボーリングあるいは事務費等については三千万円内外使われており、大体五千万円ぐらいの予定で、鉄筋、鉄骨等の工事を入札に付せられた。で、入札をいたしました建築業者は七社であつて、

最高は七千二百万円、最低の次が四千七百五十万円、一番低いのは間組が一

万円でこれを落札したというので、宮内庁当局においても、非常に事態の意外なことだと思つておられるし、あるいは建設省の当局においては、逆に、予算がぎりぎりであるので、金が少なくて済むので大助かりだという、私どもにとりましては、大へん意外な当局談が各新聞に出ております。私、まず第一に伺いたいのは、宮内庁御当局に、この事態についてどういふふうにお考えになつておるかということをお承つておきたいと思ひます。

○政府委員(瓜生順良君) この東宮御所の入札の問題につきましては、わずか一千万で落札というふうなことにつきまして、どういふふうにお考えかというふうなことかと思ひますが、皇室のお世話をいたしておりますわれわれといたしましては、皇室の施設は、特定の人の恩恵によつてできるということではなくて、国民の皆様の力でできるわけでありまして、現在、憲法の八十八条にも、皇室の費用は国会の議決を経た予算でというふうになつておりまして、国民の皆様の御負担に基く予算で皇室のいろいろな費用をまかなうというふうなことになつておるのであります。特定の人の特別の何か恩恵で皇室がやつていられるという姿は、現

昭和三十三年十二月二十三日【参議院】

在の民主国家においては特に好ましくないというふうに思っております。今度のことにつきましては、一部の方から、皇室経済法に、皇室の贈与を受けられる制額が百二十万円となつておつて、それをこの場合には国会の議決が要るが、その規定に抵触せぬかと聞かれたことがございますが、今度のことは、直接には抵触いたしません。しかし、この皇室へのそういうような贈与の制限もあつて、それをこの場合に国会の議決が要するというような規定のありますのも、その精神は先ほど申しましたようなことであらうと思つたので、そういうような精神から考えまして、あまり好ましくはないと思つたのであります。皇太子殿下がお住みになる場合には、やはり国民の皆さんの力でできたところにお住みになるというところの方が、現在の日本においてはふさわしいと思つたので、そういう点からあまり好ましく思わないので、まあ苦しいというふうなことを、私は記者諸君が感想を聞かれた際には申し上げた次第であります。しかしながら、現在の何か法律によりますと、これもやむを得ないというふうな点もあるやうに聞いております。

そういう点はいろいろ建設省の方で御研究になっておりますこととあります。建設省の方に特別いろいろこの工事の実施については、御苦労をわざわざしております点については、心から感謝をしておりますが、こうした問題で建設省の方にいろいろ御迷惑をかけたのじやないかとも思ひまして、そういう点は、われわれも建設省の方に相済まないと思つておりますが、宮内庁の方の立場としては、まあ好ましくないのであるというふうなことを申し上げます。

○八木幸吉君 この前の大宮御所の取りこわしの工事、大体予算は七十万円くらいであつたというふうに承わつておるのでありますが、それも間組が一万円をこれを落札したということについて、何か、宮内庁の方では間組の重役を呼んでこの問題について警告を与えたというふうな記事が新聞に出ておるのであります。そういう事実はございますか。

○政府委員(瓜生順良君) 取りこわしの予定価格約七十万円のところを一万円で入札がありました。その際に、これは普通の入札価格としては非常識であるしというので、その入札の発表をやめまして、そしてこの間組の重役が宮内庁に來ましたので、こういうことは非常識だ、これは寄付を受けるのではないのだ。要するに取引きの工事の取引をするので、普通の取引の概念でできるだけ勉強せられることはいんだけれども、これはあまりに非常識だと申し、その際、社に帰りました。そして翌日もう一べん再入札をいたしましたところが、再入札の結果、あけてみますとやはり依然として一万円で入つておりました。その際にわれわれといたしましては、法規上も疑問があるもので、この予算執行関係の大蔵省の法規課、それから会計検査院、そういうふうなところの意見も聞きましてのようですが、現在の会計法規では、最低価格に落札するとのだからやむを得ないというふうな解釈。それで法規上そういうことであればやむを得ないというので、そういう手続で一万円で取り

壊しをしてもらつたのでありますが、あのときも苦々しく思つたのでございます。経過はそういうふうでございます。

○八木幸吉君 その再入札をされた法律的根拠は、どこにあるのですか。

○政府委員(瓜生順良君) それは前の日の入札であり非常識な一万円の入札であつた。そこで現場において請負をする人はいろいろ説明をして、その説明が不十分であつたのではなからうか、だからもう一べん説明のないようになつて、説明した上で入札をする、説明が不十分であつたのじやないかというところで、もう一べん説明をし直して入札をしたというところでございます。

○八木幸吉君 そこで、建設大臣にお伺いいたしますが、今お聞きのとおりの実情で、五千万円見当の入札が一百万で落札をした事実、ほとんど金額が寄付の實體をもつておる。取引の形態をなしておらぬ。ことに前の七十万円を一万円で落札したときには、何か説明が不十分であつたのじやないかという意味で再入札に付した。また同時に、そのときには宮内庁からは落札者に相当警告を与えたという事実があるのではありませんか、その警告を聞かない間組をなぜこの指名の中に加えたか、これが一点。

それからもう一点は、これは取引の概念に相当しないので、今の会計法規から申しましても御承知の通り会計法規の予算決算及び会計令の第八十八条に於ては御承知の通り売るのははなると、一番高く、買う、もしくは入札した場合に、最低という意味でありますけれども、この法律の解釈にはやはり法律の裏には、背後には常識があることとはもう申すまでもないこととありまして、まず普通からいへば予定価格の上下二割くらいの見当のアローアンスと申しますが、幅はあると思うのであります。それから、それ以外の非常に低いとかというふうなときには、われわれ民間へ請負に出しますけれども、あまり低ければ、その工事に何かの錯誤があるのじやないかというので除くというふうな実情があることは、大臣もすでに御承知であらうと思ひます。そこで私は善後策として申し上げたいのは、一点は説明が不十分という意味、もう一つは指名に入れたことに対して最善の注意が払われなかつたというふうな意味合いをもつて、この入札をもう一べんやり直すというところは決してこの会計法規の法の解釈をゆがめたものではない、この私は良識的に固く信ずるものであります。のみならず、先ほども宮内庁の次長からお話しになりました通り、これから新しく生活をお営みになる皇太子の新居に、国民全員の赤誠のこもつた金でこれが建つということとは非常に望ましいこととありますけれども、一部の人がそのうちの相当巨額の五千万円の出したというところは、国民感情の上からいっても、私は割り切れない点を残すであらうというので、私は非常にこれは政治的に考えましても慎重再検討を要するものである、こう考えますので、区々たる今までの法律の解釈にとらわれることなく、政治的に、大局的に見て大臣がこれに善処されることが最も望ましいことではないか、この私は実は考えますので、この点についての大臣のお考えを伺つておきたいと思ひます。

それから最初の方のお尋ねの問題であります。取りこわしのときに一万円であつたので、今度はその入札に入れない方がよかつたのじやないかというふうな疑問の問題であります。この問題については、実は事柄が皇太子殿下の御殿の問題でありますので、できるだけ慎重に考えまして、いわば一流の業者、建設省で年々いわばランキン

○國務大臣(遠藤三郎君) ただいまの皇太子の御殿の建設問題について、入札の点についていろいろお尋ねがございましたが、実は私も一万円で落札したということを伺ひましてびっくりしたのであります。私初めこれは一〇〇〇〇とありましたが、一千万円じやないかと思つたのですが、やはり一万円である。これは今御指摘のように、説明が足りなかつた点でもあつたのじやないかというふうなこともよく聞いてみたのですけれども、担当者はそういうことはよく説明いたしまして、そこに何らの誤解、錯誤もないということとでありました。そこでそういうことであるとすれば、法規上はこれを承認せざるを得ないだらう、むしろこれを取り消すことによつて、かえつて問題が複雑になる。これは能力もつぱな能力も持つておるし、私らが設計いたしました設計通りにやるといふはつきりした意思を持つておりますから、これはこれとしていくべきだらう、こういう考えを私は持つておるのであります。

なお、法規の方の問題については、いろいろ研究されまして、大体さういふかざるを得ないような法規のようであります。これは事、法律の問題でありますから、法制局等とお慎重に検討してみたいと思ひます。

それから最初の方のお尋ねの問題であります。取りこわしのときに一万円であつたので、今度はその入札に入れない方がよかつたのじやないかというふうな疑問の問題であります。この問題については、実は事柄が皇太子殿下の御殿の問題でありますので、できるだけ慎重に考えまして、いわば一流の業者、建設省で年々いわばランキン

壊しをしてもらつたのでありますが、あのときも苦々しく思つたのでございます。経過はそういうふうでございます。

○八木幸吉君 その再入札をされた法律的根拠は、どこにあるのですか。

○政府委員(瓜生順良君) それは前の日の入札であり非常識な一万円の入札であつた。そこで現場において請負をする人はいろいろ説明をして、その説明が不十分であつたのではなからうか、だからもう一べん説明のないようになつて、説明した上で入札をする、説明が不十分であつたのじやないかというところで、もう一べん説明をし直して入札をしたというところでございます。

○八木幸吉君 そこで、建設大臣にお伺いいたしますが、今お聞きのとおりの実情で、五千万円見当の入札が一百万で落札をした事実、ほとんど金額が寄付の實體をもつておる。取引の形態をなしておらぬ。ことに前の七十万円を一万円で落札したときには、何か説明が不十分であつたのじやないかという意味で再入札に付した。また同時に、そのときには宮内庁からは落札者に相当警告を与えたという事実があるのではありませんか、その警告を聞かない間組をなぜこの指名の中に加えたか、これが一点。

それからもう一点は、これは取引の概念に相当しないので、今の会計法規から申しましても御承知の通り会計法規の予算決算及び会計令の第八十八条に於ては御承知の通り売るのははなると、一番高く、買う、もしくは入札した場合に、最低という意味でありますけれども、この法律の解釈にはやはり法律の裏には、背後には常識があることとはもう申すまでもないこととありまして、まず普通からいへば予定価格の上下二割くらいの見当のアローアンスと申しますが、幅はあると思うのであります。それから、それ以外の非常に低いとかというふうなときには、われわれ民間へ請負に出しますけれども、あまり低ければ、その工事に何かの錯誤があるのじやないかというので除くというふうな実情があることは、大臣もすでに御承知であらうと思ひます。そこで私は善後策として申し上げたいのは、一点は説明が不十分という意味、もう一つは指名に入れたことに対して最善の注意が払われなかつたというふうな意味合いをもつて、この入札をもう一べんやり直すというところは決してこの会計法規の法の解釈をゆがめたものではない、この私は良識的に固く信ずるものであります。のみならず、先ほども宮内庁の次長からお話しになりました通り、これから新しく生活をお営みになる皇太子の新居に、国民全員の赤誠のこもつた金でこれが建つということとは非常に望ましいこととありますけれども、一部の人がそのうちの相当巨額の五千万円の出したというところは、国民感情の上からいっても、私は割り切れない点を残すであらうというので、私は非常にこれは政治的に考えましても慎重再検討を要するものである、こう考えますので、区々たる今までの法律の解釈にとらわれることなく、政治的に、大局的に見て大臣がこれに善処されることが最も望ましいことではないか、この私は実は考えますので、この点についての大臣のお考えを伺つておきたいと思ひます。

それから最初の方のお尋ねの問題であります。取りこわしのときに一万円であつたので、今度はその入札に入れない方がよかつたのじやないかというふうな疑問の問題であります。この問題については、実は事柄が皇太子殿下の御殿の問題でありますので、できるだけ慎重に考えまして、いわば一流の業者、建設省で年々いわばランキン

○八木幸吉君 その再入札をされた法律的根拠は、どこにあるのですか。

○政府委員(瓜生順良君) それは前の日の入札であり非常識な一万円の入札であつた。そこで現場において請負をする人はいろいろ説明をして、その説明が不十分であつたのではなからうか、だからもう一べん説明のないようになつて、説明した上で入札をする、説明が不十分であつたのじやないかというところで、もう一べん説明をし直して入札をしたというところでございます。

○八木幸吉君 そこで、建設大臣にお伺いいたしますが、今お聞きのとおりの実情で、五千万円見当の入札が一百万で落札をした事実、ほとんど金額が寄付の實體をもつておる。取引の形態をなしておらぬ。ことに前の七十万円を一万円で落札したときには、何か説明が不十分であつたのじやないかという意味で再入札に付した。また同時に、そのときには宮内庁からは落札者に相当警告を与えたという事実があるのではありませんか、その警告を聞かない間組をなぜこの指名の中に加えたか、これが一点。

それからもう一点は、これは取引の概念に相当しないので、今の会計法規から申しましても御承知の通り会計法規の予算決算及び会計令の第八十八条に於ては御承知の通り売るのははなると、一番高く、買う、もしくは入札した場合に、最低という意味でありますけれども、この法律の解釈にはやはり法律の裏には、背後には常識があることとはもう申すまでもないこととありまして、まず普通からいへば予定価格の上下二割くらいの見当のアローアンスと申しますが、幅はあると思うのであります。それから、それ以外の非常に低いとかというふうなときには、われわれ民間へ請負に出しますけれども、あまり低ければ、その工事に何かの錯誤があるのじやないかというので除くというふうな実情があることは、大臣もすでに御承知であらうと思ひます。そこで私は善後策として申し上げたいのは、一点は説明が不十分という意味、もう一つは指名に入れたことに対して最善の注意が払われなかつたというふうな意味合いをもつて、この入札をもう一べんやり直すというところは決してこの会計法規の法の解釈をゆがめたものではない、この私は良識的に固く信ずるものであります。のみならず、先ほども宮内庁の次長からお話しになりました通り、これから新しく生活をお営みになる皇太子の新居に、国民全員の赤誠のこもつた金でこれが建つということとは非常に望ましいこととありますけれども、一部の人がそのうちの相当巨額の五千万円の出したというところは、国民感情の上からいっても、私は割り切れない点を残すであらうというので、私は非常にこれは政治的に考えましても慎重再検討を要するものである、こう考えますので、区々たる今までの法律の解釈にとらわれることなく、政治的に、大局的に見て大臣がこれに善処されることが最も望ましいことではないか、この私は実は考えますので、この点についての大臣のお考えを伺つておきたいと思ひます。

グのようなものを作っておるのでありますが、その上位の方から一流の業者を選ぶことにいたしました。しかも、一流の業者の中の特に建築について一流の業者、同時に宮内省——昔の宮内省、今の宮内庁関係の工事の前歴等いろいろ考えまして、そうしてこの七社を選ぶことにしたのであります。ただ、取りこわし工事の問題は、事柄が非常に小さな問題でありますし、性質上大きな問題かもしれませんが、これは業者を選ぶ場合に、だからといってこれを拒否するという理由等は考えないような次第であります。

○委員長(永岡光治君) 速記をとめて。

〔速記中止〕
○委員長(永岡光治君) 速記を始め

○八木幸吉君 今の大臣の御答弁であります。今の御答弁は一応技術的の御答弁でございます。失礼ながら大局から見た答弁ではないと思ひます。これはたとえ一つ逃げ道といひますか、善後策を考えて何か説明に錯誤があったのじゃないかという言葉を使われたのでありますけれども、大宮御所の取りこわしのときでも、宮内庁当局と申しますか、あるいは説明をされた方に錯誤があったり、説明が足りなかったとは、私は実は考えないのであります。ただ七十万円の工事を一万円で落札したというところは、いかにも非常識であるので、説明が不十分であったというところに理由を求めて、さらに入札された問題に対しては、こういう非常識なことをしないようにということとを警告して、そこに一つの何と申しますか、善後措置の道を、方便をお考

えになったというだけに私はすぎぬと思ひます。にもかかわらず、宮内庁当局の警告を無視して、やはり前の初志通り一万円を入札したというのが前例であります。でありますから、もしも前のそういう便法をおとりになるならば、法律の、ただ区々たると申しますか、ごく技術的な説明にとらわれて、これをこのまま押し通そうということ、私はこれはよくないことである。実は考えるのであります。で、今前の工事は金額が少なかったから、今度の中に入れたと言われますけれども、前の問題の実体をお考えになりましたならば、当然何もここに一軒や二軒でなく、相当多くの一流の建築業者があるわけでありまして、前の警告を聞かなかったというだけで、これは指名の方からはずいぶんよからうし、また同じようなことをやっただけのことについて、私は、何もこれは、入札を取り消したからといって、一向差しつかえないものだ。ちょっと今宮内庁から承わってみますと、百二十万円以上の寄付をもらうには、別に国会の同意を要するといふふうな規定があるといわれるのでありますから、まして五千万円の金をこういふような警告を聞かずにいふふうな寄付をしようといううなことは、これはただ法律の制限に今までなかったというだけで、大臣が一向お考えにならぬということ、私は非常に遺憾に思ふわけでありまして、当然これは、早いところでお取り消しになりまさんと、国民感情の上からいって、非常に問題がますます錯綜するのではないかと。私は、非常に実は昨日の新聞を拝見しまして憤慨をして

こういふような赤誠を披瀝するならば、やはり国が寄付をもらうときの閣議申し合せというものは、二十三年の一月の閣議決定というものがあつたわけでありまして、堂々とやはり国に寄付を申し出て、そうして閣議でこれをとるかというところが、これは正々堂々になるということ、これは正々堂々の道でありまして、かようなことで、いさくも少しも国民の感情の上に割り切れぬものを残すということ、将来のために私はよくないと、こう考えますので、大臣の重ねて御考慮をわづらわしたい、かように存するのであります。

○國務大臣(遠藤三郎君) おっしゃることはよくわかるのであります。今度のこの皇太子の御殿は、特別な意味がありまして、業界としては、ほとんど損得を計算に入れないで奉仕したいという空気が一ぱいあつたように見えます。かりに今二番札を見ましても、四千万円台になつておるのであります。予定の価格は大体七千万円ぐらゐでありますから、これはまさに赤字になつたといふこと、これは計算外であります。そういうところに問題がありまして、今の二番札、三番札も、やはりそういうふうな形が出ておるのであります。これは、皇太子の御殿の造営に對して、ほんとうに真心から奉仕しようという土建関係の方の気持の表われであらうと、こういうことを考えまして、これはこのまま、すんなり受けていくことがいいのではないかと、私は、私はそういう考えを持っておるわけでありまして、

○八木幸吉君 もう一点、今七千万円とおっしゃられました、私の新聞で拝見しておるところでは、予定価格は五千万円で、上が七千万円、下が四千七百万円、これはあまり奉仕という……、これくらいの開きは至当である。と申しますのは、そういうふうにおっしゃられますと、私は建設省の局長の方が予算がぎりぎり、これで大助かりだと、非常にこれは不穩当な言葉であると思ひます。これは一つの新聞にありまして、どの新聞にも出ております。かような非常識な入札で国の予算は大助かりだと、これは床屋あたりが言うならば知りませんが、いさくも責任のある建設省の局長が、こういうことを一新聞に言つて、それでいいとお考えになりますか。私は、これは釈明し、十分あやまるだけの値打がある、けしからんと思ひますが、いかがですか。

○國務大臣(遠藤三郎君) 今の御質問は、私はおっしゃる通りだと思ひます。これは金が少なくて済んで大助かりだといふようなことは、まことに不謹慎な言葉で、私もあれを見まして、どうしたんだというのを尋ねたのであります。しかし事實はそうでなくして、そういうことを申したのではないと、これは法規上はやむを得ないといふ趣旨のことを申し上げたのだと、こゝういふふうには私は聞いていないわけなんです。実は私も非常に弱つたことになつたと思つております。さうくばらんに申し上げますけれども、もつとフェアにいけば、非常によかつたのでありますけれども、非常に御殿の造営に奉仕しようというふうなところから出てきた結果であらうといふふう

に、実はすんなり私は見ているようなわけでありまして。

○八木幸吉君 入札の金額はいかがですか。あなたの言つたのがいいのか、私の言つたのがいいのか。

○國務大臣(遠藤三郎君) 七千二百七十万円のうち予定価格としては七千万円にしている、これは真実の数字でございます。

○矢嶋三義君 関連して二、三伺います。皇太子殿下御成婚に伴う東宮御所建築総予算額は、たしか二億三千万円だつたと思うのですが、今度東宮御所の改修をするわけですが、それを含めて、何回あつた入札がある予定ですか。

○説明員(桜井良雄君) 飯御所の改修といふことは、建設省ではまだ承わっておりませんので、その点につきましてはお返事をいたしかねますけれども、新築工事につきましては、今回出しましたのが、基礎のくい打ち工事並びに主体の鉄筋コンクリート打ち工事であります。来年度の予算をもちまして、残りの仕上げの工事並びに設備工事を発注する予定でございます。設備工事はいろいろ暖房、電気等ございまして、あるいはこれは数件に分けるかと存じますが、仕上げ工事は普通で参りますれば、一本で出すわけでございますので、今のところの予定をいたしましては、来年度の残りの予算をもちまして、数件発注する予定でございます。

なお、先ほど私の新聞談として、大助かりといふことが報ぜられておりますけれども、私自身絶対にそのようなことを申したことはございませんで、釈明をさせていただきます。

○矢嶋三義君 入札を何回するかというのを聞いています。

○説明員(桜井良雄君) はい。でござ

いますから、来年度の予算をもちまして、今のところ数回でございまして。どのように工事を行なうかということ、これから研究をいたしまして、それから、設備工事が三、四回、それから仕上げ工事が一回かと思っておりますけれども、いろいろ研究しました結果、あるいは仕上げ工事を、またむね別に分けるということも考えられますし、研究の上のような入札方法をやるかということも決定いたしましたと思っております。数件は来年度発注いたすつもりでございます。

○矢嶋三義君 質問を続けるに当た

て、申しておきます。それは東宮御所の建設については、建設省がまだ承知していないことですが、次長に伺いますが、これは私は内廷費で改修するものではなくて、おそらく宮廷費で改修するものだと思います。しかし、けさのラジオを承りました。皇太子殿下は、美智子さんと協議して、しかるべく改修するというような記者会見の放送がなされておりました。宮内庁としては、改修計画を持っているのか持っていないのか、お伺いいたします。

○政府委員(瓜生順良君) 常磐松の仮

御所をごく必要最小限で改修いたしますが、それはちょっと間仕切りを変えたり、あるいは事務所を応接間に変える。それから事務所が外の方の今宿舎のあるところに……

○矢嶋三義君 いやするかしらないか、入札があるのか、やるのかやらないか、そこだけ私は聞けばいいのです。

○政府委員(瓜生順良君) 入札はやりませんが、金額は二百万円前後、小さなものでございます。

○矢嶋三義君 二百万円前後で改修される、それは承っておりますが、この場合も入札があるとすれば、先ほど建設省関係の係の人の御答弁では数回、まだ五、六回か六、七回はあつたか、今度そのところを建設大臣に伺うのですが、過去二度あつたこれを見ますと、業者をして不当に、過当に競争させるというような事態が起つて参ると思うのです。それで今度も数回入札がなされるわけですが、今まで通りの形で入札をされるのか。私はあまり専門家でないから詳しく知りませんが、常識で考えても方法があるのじゃないかと思うのですが、ね。ミニマムの設定をしておくとか何とか、適当な方法があるのではないかと、適当な方法があるのではないかと、今まで通りやりますか、新たに何か考慮いたしますか。

○国務大臣(遠藤三郎君) この問題を契機にして、最高の価格と最低の価格、ロー・リミットを作るような入札方式にしたかどうかというふうな意見がございまして。それはこの問題だけでなく、前から議論があつたのであります。ところが、その問題についてはいろいろ弊害も出て参るのであります。ある県などの実例を見ますと、最低価格というものをこつて入れられかかると、その線でもって入れたものが必ず取つてしまふ。ボスが取つてしまつて、それを下請に出して行く例が少くないのであります。非常に大きな弊害が出てきています。今の国の建前は安いに人を落札をさせるのだ、こういう

建前になっております。従つてこの問題はなお十分検討しないと結論が出ないと思つたので、今度の問題を契機にいたしまして、諸般の情勢を考えて、十分検討した上で善処したいと思つております。

○矢嶋三義君 それは検討していただくことにして、私はこの問題は合理主義、科学精神という立場から考えた場合、全く常識はずれの問題だと思つて、従つてこれをどうしように受けるかというところが大事だと思つて。間さんの方としては、私が申し上げるようなことは期待はされておられないと思つても、ただ扱い方だけども、天皇家に寄附されるのじゃなくて、これは国有財産ですから、國に寄附されることになるのですから、だから國がこれをどう受けるかということ。具体的に申し上げますと、よく建築された場合には感謝状というものを贈るわけですね。こういうような場合に、落成式があるような場合に、國は間組に対して感謝状を出すのか出さぬのか。問題はそういうところに出てくると思つて。また、拝謁とか、その他について、あのとき一万円を入札してやたらといふので特別扱いをされるのかどうか。また、今後建設省はあらゆる工事を持たれていくわけですが、新聞には大助かりだといふような記事が出ていくわけですから、間組を何か特別扱いをされるようなことがあるのではないかと、私は佐久間ダムを思い出して。あの佐久間ダムをやつた組だと思つて。そしてこれには有力な保守党の政治家が入りまして、相当予想したものとは違つた地盤も出てきた関係もあると思

いますけれども、次々に御記憶あると思つたが、金額を上げていった。それが政治的である、いや妥当だといつて、国会でも大論争をやつたことを私は想起するわけでありまして。だから建設省と間組、これは有力な組でもありますが、相当縁は深い方なのであります。私はここで具体的に伺いたい点は、こういう寄付行為に対して、國として感謝状を与えたり、あるいは建設省はこれを特別扱いにしたり、また宮内庁次長にこれはお答え願ひたいのですが、拝謁、その他宮中参列その他について、あのとき一万円を入札したからというので特別扱いをされることではないのか。それらの点についてどうお考えになつておられるのか。間組としてはそういうことをもちろん期待してないと思つたのであります。この結果はどうなるか。その後における扱い方というものが関連してくるので、大事なことでだと思つたので、御両人からお答え願ひたい。

○国務大臣(遠藤三郎君) 工事の結果、いろいろな表彰なり何なりの問題が出てくるのであります。そういう問題については、工事の結果を見まして、そして今の世論の動向をながめて慎重に考えていきたいと思つて。それ以上お答えすることは、今の段階としてはできないわけでありまして。

○政府委員(瓜生順良君) この工事の

関係の功勞とか、そういう理由で特別の拝謁とかの扱ひは多分ないと思つて。矢嶋三義君 こういう点、建設大臣もつとほつきりした答弁できるはずで

す。これは扱い方一つでは、業者の不当過当競争をそそのかすことになつて

くと思つて。これはさつき私が言つたように、合理主義、科学精神から考えると、常識的なものではない。かるがゆえに八木委員も指摘されておられる。少くともさつき建設大臣の答弁ははつきりしていません。最後に伺いたい点は、次長に伺ひますが、いい機会だから伺つておきますが、東宮御所を改修されて一応あそこでお暮らになる。東宮御所ができれば東宮御所にお引越になる。そうすると東宮御所はどういうことになるのですか。それから将来皇太子が天皇の位を継がれた後には、今の御文庫にお入りになるのか。そうなつた場合には二億三千万円かけて作つた東宮御所はどうなるのか。それらの使用計画はどういうふうにお考えになつておられるのか、お答え願ひたい。

○政府委員(瓜生順良君) 常磐松の東宮御所があつた場合、そのあとの使用方法はきまつておりませんが、義宮さんが独立されたような場合、そこへお住みになるとか、あるいは他の皇族さんの用に供するといふようなふうな考へておられるわけでありまして。それから将来今の皇太子殿下が天皇になられた場合に、大宮御所のおそれと皇居の方に住みになるか、それと定まつたところへお住みになると思ひます。そういう場合においては、また皇太子もあるのが普通でございまして、大宮御所におられるといふふうになるかと思ひます。

○八木幸吉君 今度の間組の入札を、

國家に対する實質的寄付と建設大臣はお考えになりますか。

○矢嶋三義君 今度の間組の入札を、

○国務大臣(遠藤三郎君) これは純然たる寄付ではないと私は思います。といひますのは、工事をやる費用がその中に入っているのです。ですから、しいていえば寄付的なものも入ってくると思ひますけれども、純然たる寄付ではない。こういうふうに思ひます。

○八木幸吉君 七千万円の工事を一万円で引き受けて、六千九百九十九万円は寄付とはお考えになりませんか。

○国務大臣(遠藤三郎君) これは法律論をやるようではなはだ恐縮なんです。が、法規に基いて落札したのでありますから、落札の請負金になるわけでありまして、純然たる寄付だということとは言えない。これは法律論でありまして、これは寄付というふうなものが多分に入っている、こういうことになると思ひます。

○八木幸吉君 実際は寄付なら、二十三年一月の閣議決定の官公庁における寄付金等の抑制に関する件、こういう閣議決定があるわけですから、閣議でこれを受けるか受けんかということとをきめる必要がある。七千万円で、六千九百九十九万円を実際に受け取って、そうしてこれはどうも法律的にどうだから寄付とは言えない、閣議決定は必要ない、これは私は常識的に許せないと思ひます。

○国務大臣(遠藤三郎君) 私は当初申し上げたのでありますけれども、多少そういう点についての法律的な疑問がありますので、法制局とも今打ち合せていまして、そこらの点をはつきりさせていきたい、こう思っている次第であります。

○横川信夫君 私は防衛庁長官に、時間がないようですから、ずっと項目を

並べて、一ぺんにお答え願ひます。最近新聞紙上で報道された問題に關連をいたしまして二、三御質問を申し上げたいと思ひます。第一は、自衛隊の隊内に書籍その他の購読物を販売する商人等の出入りの場合には、これはそれそれ許可とか任意とか、いろいろ方法があると思ひますが、そういうふうな書籍購読物等の隊内の出入りについては、自衛隊としてはどのように取り扱われておるか、それが第一点であります。第二は、隊員の持つておる軍隊でいへば内務班でありますか、昔の軍隊でいへば内務班でありますか、そういうところでの私物の、書籍の所有その他については、どういう取り扱いをされておるか。それから第三点は、この自衛隊に対する誹謗という問題があるわけでありまして、これは思想的なもの、あるいは憲法論議の中からと、あるいは単にやゆつたものと、こういうふうないろいろ自衛隊に対する誹謗的なものがあると思ひますが、こういうふうな誹謗というものをどのように自衛隊ではとておられるのか。それから第四番目は、自衛隊の隊員の教育上の問題で、自信を持たせるためにいろいろ教育をされておられると思ひますが、自衛隊員の自信というふうな問題と關連して、これは非常に広範な問題かと思ひますが、その自信を持たせるために、どういふふうな教育をされておられるのか、以上大体四つ御質問申し上げるの、一つであります。それからもう一つは、設置法の改正によりまして、これは少し私はおかしいと思ひますが、総理府の下部に委員会とかあるいは庁等が設置されることになっております。その

あれからいいますと、防衛庁とそれから調達庁との關係というものは、これは並列になっておるわけですが、しかし設置法が改正されて、四十一条の二では防衛庁に置かれる機関として調達庁というものが改正されました。しかしその二で、「調達庁の組織、所掌事務及び権限に關しては、調達庁が独自これを行ふことになつておりますから、外局みたいな内局というところに私はなるのじゃないかと思はれるのであります。そういう關係から一つ問題が出ておりましたのは、調達庁の現在まで持つておりましたそれ自体の所掌の内容からいいますと、逐次占領軍の撤退等によりまして縮小されていく。そうすると機構が縮小され、人員が整理されるという運命に調達庁はあるわけでありまして、しかし、これは外局だということになりますと、防衛庁の大体置かれておる立場から調達庁との關係で、この問題は単に機構の縮小、それから人員整理をもつてしない、調達庁の任務というものは当然これは防衛庁と關連させて機構はそのまゝに置き、人員はそのまゝに置いて、業務を運行するということが可能なのではないか、こういうふうな思はれておるのであります。その中で一つは特別職とそれから一般職との關係で、あなたはこれをどういふふうな考えられておられるのかということ、もう一つは調達庁の實際上の業務の内容を充実して、現状の調達庁の機構を維持していく、こういうことについてどう考へておられるのか、非常に時間がないようでありますから、全般を通してお答え願ひます。

○国務大臣(左藤義詮君) 第一の隊内へ商人が出入りすることでございますが、隊内のPXにおきましては、売店等管理委員会というものを部内で作りまして、そこで審査をいたしまして一定の期間契約をいたしております。内務班における、まあ今は内務班とはいひませんが、これは昔の時分のものですが、これは一切干渉をいたしておりません。外でいろいろの書物を買つて参りましてそれを置きましたからといって、それがたまたま自衛隊の精神に反するといつても、そういうことは一切干渉しないで、自由に読書をさせるのであります。第三に、いろいろ自衛隊の非難と申しますか、こういうものに対してどういふふうな考へるかというところでございますが、非常な惡意の非難でございますか、自衛隊というものの存在を根本的に否定するようなことは、私も非常に困るのでございまして、私も非常に困るのでございまして、いろいろな御批判を受けまして、それがわれわれの反省する材料でございます。私先般ある事件で部内を戒めるときにも、逆境の恩寵というやうな言葉を使ったのですが、やはり非常に昔の陸海軍のやうな裏はとにかく表面おだてられてうちよつてんになつておるときにかへつて墮落するのであつて、やはりいろいろな御批判を受けることによつて、われわれ自衛隊に眞に國民に愛される自衛隊となるやうに努力していきたいというふうな受け取つておる次第でございます。第四に、そういう中に教育上どうして自信を持たせるか、われわれは自衛隊を否定する方でも、願わぬことですが、一朝事あるときには、そういう方もわれわれと一緒にこの国土と民族を守るので

あつて、そういう点において高い信念を持つて職務に精勵をしていけというふうに指導をいたしておるつもりでございます。

調達庁が従来は総理府の一局であり、防衛庁長官が國務大臣としてはこれを担当いたしておたのでございしますが、八月から御承知のやうに防衛庁の外局になりました。一般職、特別職のことにつきましては、今後十分検討しなければならぬと存じますが、もしだんだん仕事の量が少くなり、調達庁の機構が縮小され、人員が整理縮小されるというやうな場合には、できるだけ一つ防衛庁でもし人員等のふえるところがございすれば融通をするやうにしていきたい。いろいろ任地の關係とか、待遇の關係とか困難はございします。無理な私は強制的な人員の異動をしようとは考へておりませんけれども、十分納得の上であたにかい氣持で一つ今後のやうな方面も考へていきたい、かやうに考へております。

○横川正市君 今の答弁でいけば、大した問題は起らないわけなんです。が、最近埼玉縣の大宮の陸上自衛隊の駐屯部隊の中で起りました「人間の条件」をめぐる隊内での書籍の取り扱い、それから教育内容というやうな關連で、実はお聞きをいたしたので。これは長官内容を御案内でしょうか。

○国務大臣(左藤義詮君) 新聞等で存じております。

○横川正市君 いや、實際上の問題は……。

○国務大臣(左藤義詮君) はあ、お尋ねがあれば申し上げたいと思ひます。

○横川正市君 この内容を見ても、まず檢閲はやつておらないという

ことでありますし、それからあなたの言っておられるように、私物その他の問題については、全然干渉しておられないというのでありますから、実際上はこれは起るべきことでないことが起つたということに、私はなるのじやないかと思ひます。その中で説明されているのは、警備班の中で遠慮してもらいたい本があれば、それを遠慮してもらつた方法と関連いたしまして、事前に本の提示を受けてよしあしを決定するということが一つあるのです。そういういろいろなことに出る問題を一つとてみると、今、長官のお答えになつたことは、およそ実際の隊で実施していることは違つて内容が見受けられる。それから、ことに私は問題なのは、隊員の中で、今の時代には、自分の読みたい本が読めないような非常な不自由なことでは、自分たち自身が批判力を持つこともできなくなるし、非常に困るのだという意見、それから高校生くらいでも読んでいるじやないか、こういう本を、それを私たちが読めないということは非常にさびしい感じがするというような隊員の気持ちと、それから、なぜこれを禁止したかという、いわゆる上司の人たちの考え方を見ますと、十八才くらいで入つてきて、感受性が強いから、ことに批判力が固まつておられないのに、こういうものを与えることはいかぬという考え方、この隊員とそれから上司とのギャップというのは、あなたは一体、單なるこれはギャップ、年令的なものからくるギャップなのか、あるいは自衛隊の持つております教育上の問題からくる隊員の不満なのか、その点についてどのようにお考えですか。

○国務大臣(左藤義詮君) 先ほど申し上げましたように、隊員がどうしても読みたいというものは、町で自由に買つて差しつかえないのでございますが、ただ外出の機会も土曜、日曜以外、非常に少いのでございまして、隊内にPXを設けております。その書店で販売しますものにつきましては、やはり若い人々を指導する立場から、各隊で自主的にいろいろ親心で心配をしておる。その親心がいろいろ行き過ぎで、「人間の条件」につきまして、私、これは行き過ぎもあると思ひますが、自衛隊の管内生活といたしましては、規律ある中にも、できるだけ情愛のこもつたものにしたい。これは一度各隊をごらんいただきますと、私どもの念願しておるところはごらんいただけると思ひますが、何分にも若い純真な隊員の集まりでありますので、自衛隊を頭から否定してしまふ、はなはだしく士氣を阻害せしめる、あるいは少し風俗擾乱といひますか、そういうようなことが隊員を極端に刺激をして、隊内の規律を危うくするといふような書物につきましては、少くとも隊内で販売を奨励したくないと、こういうことで、隊内に陳列販売いたしますものにつきましては、幹部において一応目を通しておきたいことは、私はやむを得ないと存じております。

○横川正市君 時間がないので。私は隊内で禁止しているものを外で買つてきて、私物の中に入れておつたといふことはこれは一体上司が見て、その隊員が、あなたの言ういわゆる士氣その他旺盛なる隊員だと見れるのですか、見れないのですか。それとも私は、根本問題としていろいろ問題があるので、時間がないから申し上げないで、次回に譲りたいと思ふのですけれども、もう一つは、この設置法に伴うところの防衛庁と調達庁との関係なんです、単に人事の交流とか、それから相談をしてどういふことになりましか、幾分、人を引き受けるのかといふ、そういう消極的な問題ではなしに、自衛隊の仕事は積極的に調達庁にやらせるといふふうにして、仕事そのものを充実して、現在の調達庁の機構、人員等をかかえていく、こういう積極的な意思があるかどうかといふことを先ほどお聞きしましたが、その二つだけお伺いしたいと思ひます。あとは次回に譲りたいと思ひます。

○国務大臣(左藤義詮君) 機構をどうするかといふことにつきましては、これは政府全体の問題でございまして、いろいろ行政機構の問題について、今、検討をいたしておるのであります。中には、防衛庁だけでなしに、いろいろな建設関係、調達関係の仕事が多いため、そういうものを一つに役所をまとめて、調達庁を発展的にそういうものにしたらどういふような意見もあるのをごさいますし、あるいは私どもの方に建設あるいは調達の本部を置き、そういうものとこれを総合的にしたらどういふような意見もあるのです。現在研究中の段階でございまして、結論を申し上げることは困難でございまして、そういうことがかりにできせんども、とりあえず私どももいたしましては、御承知のように、だんだん駐留軍が撤退して参りますにつれて、いろいろ変つて参りますことについては、私も同じ防衛庁と一つ屋根の下に住むことになりましたので、とりあえずのことにつきましては、できるだけ善処したいといふふうに考えております。

○矢嶋三義君 お急ぎのようですか、二点だけ伺ひます。

その一つは、調達庁の所管大臣としての左藤國務大臣に伺ひます。その内容は、かつて本委員会でも取り上げられたのでありますが、終戦後、占領軍が進駐した。その進駐軍によって損害を与えられた、特に人命を奪われ、あるいは負傷した方々に対するところの補償が、御承知のごとく、過去六回にわたつて手直しをされたけれども、その時代によって非常にアンバランスがある。それからいまだに支給をしていない未措置の方もあつて、よつて、それらを十分調査をして、そして追給すべきものは追給し、さらにアンバランスは是正する、こういうことを基本方針として、あなたも、官房長官も、本委員会でお答えになりました。ところが、今までの行きがかり上、調達庁がこれをやっておりますから、実際、調査をしようにも、主管官庁というものが明確でない。そして調査をするのに公務員の定員のワケがない。だから調査をして、そういうことをやりたいといつても、やる課もなければ、職員もない、こういう状況であります。承わりますと、米年度の予算編成に當つて、定員百五十人、それから千二百万円の子算を大蔵省に要求して本日まで参つたといふことを承わつていたのであります。これはすでに認められたのか。また、認められていなかったならば、所管大臣として最終的に必ずこれを正式に予算化する決意を持つておられるのかどうか。と同時に、かつて長官は、行政措置で遺家族に対する補償ができないときは立法措置をするといふ答弁を国会でなされております。従つて、議員の間にもそういう声があるのですが、立法措置の作業をとりつたのか。詳細については、後刻、調達庁長官に伺ひますが、そういう大きな方針について答弁を求めます。

そしてもう一つは、具体的に、これと同一の問題ですが、ジョンソン基地で武蔵野音楽大学の学生宮村君が非業の死を遂げた。これに対して調達庁で、この補償については米軍当局といふいふ交渉された点は認めます。ところが、ある計算方式によると、約四百二十七万円になります。しかし、遺族としては、せめて二百九十三万円程度の補償はほしいといふのを積算いたしております。ところが、調達庁の出先機関としては、現行法ではマキシマム百五十万円だ、従つて、百二十万円程度ではどうか、相當に圧力と言つては語弊がありますが、そういう角度で遺族を指導されたようです。この問題については、かつて本委員会でも取り上げられ、私のみならず、竹下委員、さらに自民党の松岡委員からも強く要望されて、そして防衛庁長官並びに官房長官は、請求書に国民感情の現われるような意見書をつけて米軍に出し、十分交渉するといふことを答弁されておるわけですが、いかようになつたのか、これが一つ。

それからもう一つは、かつて防衛庁長官は就任されたときに、防衛庁長官の職務は重大であり転々と長官が交代することは好しくない、自分は減私率公したい、かように速記録を残してお

ります。過去において防衛庁長官は平均六カ月で交代いたしております。特に日本の防衛問題は米軍と密接な関係があることは皆さん御承知の通りであるし、また、私は先般十一月一日自衛隊の記念式の際に参加させていただいたのですが、外国武官との折衝等を見たときに、防衛庁長官は大へんだなとかように私は思った次第です。おそろく左藤長官としては、党の利益よりも国の利益というものを優先するようにお考えになっておられると思うんです。ところが、うわさに聞くと、左藤長官は大阪府知事選に立候補される、それについては大阪の左藤会として、十二月二十一日決定として報ぜられた点は、左藤さんの決断にまかせるとは反対で、防衛庁長官を勤めてもらいたい。しかし、最終的なものは防衛庁長官の決断にまかせるといふ決定をしたといふことを報ぜられております。私は従来の長官の言動から私のために、あるいは党のために国の利益といふことをお忘れになるようなお方ではないと思っております。従って私は、総理から罷免権を発動されればこれは別でございましょうけれども、それが無い限りは、今までの言動からして、左藤長官がみずから自分は府知事選に出たいといふて辞表を書くことは万々ないと思料いたしておるわけでありまして、長官の御決意を承わっております。明快にこの点はお答え願いたい。

○国務大臣(左藤義詮君) 第一の占領期間中の被害の問題でございまして、これは非常に皆様方に御心配をおかけいたし、私もできるだけ善処することをお願いいたしますが、御承

知のように事故発生当時から相当な年月を経過しておりますので、立証資料の再整備をはかり、実施段階において必要な紛争が起らないように、また、将来再び支給漏れ等の事態が起らないように完全に調査しなければならぬ。この調査につきましても、すでに見舞金の支給を受けている者につきましても、各都府県から提出された被害者調査に基づいて特に請求権者の変更、現住所の変更及び各種証書類等の再確認調査を行なつてもらいたい。また、支給漏れの者につきましても、新聞、ラジオ等の報道機関とか都道府県及び市町村、警察本部の御協力を求め、証確調査をしなければならぬ、こういうことで今までも調査庁で努力して参りましたが、これをできるだけ早くまとめるために、ただいまお示しのように明年度相当の人員と予算の要求をいたしております。御承知のようにきょう四時から閣議で予算の報告をございまして、第一次査定を示されるわけでございまして、万が一これが落ちていくことはないと存じておりますが、万が一そういうことがありますれば、大蔵省に對しまして私は十分折衝いたしまして、ぜひこの程度の調査がございまして進むたいと思ひます。なお、これを行政措置でできるか、あるいは立法化するかという点につきましても、この調査の結果を見まして考慮いたしたいと存じております。どうしても調査の結果立法措置が必要でございすれば、さようなことになつたしたいと存じます。

その次に、宮村君のことにつきましては、当時非常に国民にセンセーションを与えたことであり、私もまこ

とに御気の毒なことだと思ひますし、私個人としても御前に参つたのでございまして、そういう気持ちから、一つできるだけ、許します限りにおいて、御遺族を少しでもお慰めするような額にいたしたいと努力しておりますのでございまして、ただいま具体的な数字と、現在の段階につきましても調査庁長官からお答えいたしたいと思ひます。

私自身の身辺のことについて、大へん私親しく願つております矢嶋さんから、切々たる御意見をいただきまして、私も防衛庁長官の仕事の重大なることを痛感いたしまして、よく新聞等に伝えられますようなことで軽率に動かさないように努力しております。これは私個人でございまして、私の応援団体は、国会議員としてお前を出したのだからして、国会議員として最後まで努めろという二回まで強い決議をいたしておりますが、それではわれわれが左藤を縛り過ぎることになるから、その決議を白紙に返す、しかし、どこまでも自分の良心に従つて一つ決定をするようにということにございまして。私といたしましては、なお慎重に考慮いたしまして、現在は防衛庁の長官として予算の問題に取り組んで、一日々々最善を尽しておるつもりでございまして。

○委員長(永岡光治君) ちょっと速記をとめて下さい。

○委員長(永岡光治君) 速記を始め

○委員(永岡光治君) 速記を始め

長官に具体的に何つて参りますが、前の委員会ではやはり問題になりましたジョンソン基地事件の宮村君の遺族から、書類はすぐにあなたの方のところへ届いていふことと思ひますが、いかがですか。

〔委員長退席、理事松岡平市君着席〕

○政府委員(丸山信君) 御遺族の方からの正式の申請書は実はまだ受理しておりません。本件に關しましては前委員会において私も詳しく事情を申し上げたと思ひますし、また、矢嶋先生を初め各委員のお方からもいろいろ御意見御要望を承わっております。正式の書類は出て参りませんが、非公式には軍側の担当者との件に對する交渉、協議はいたしております。その現在の大体のところは、單なる学生といふことではなしに、宮村さん御自身の当時の状況、御遺族の状況等をいろいろ勘案して、今までのこの種の例に基く線に沿いつつ、できる限り手厚い処置をいたしたいということ、金額にしましては百萬元程度という見当の話は上つております。しかしながら、これはあくまで非公式の話し合ひでございまして、申請書を正式にお出し願えれば、それに基づいて具体的折衝等を軍側といたすつもりであります。

○矢嶋三義君 これは非常にかわいそう、早急な問題だから私は何つていふのですが、書類が出ていないといふのには、推察される事情があるのです。それはお母さん一人の方でした数字を書けと、こういうふうにあなたの方で出先機関が指導される。そうするとお母さんは百萬元か百二十萬元

の金額で署名捺印して出すと、もうそれで自分はいいのだということになる。祥之をああいうふうに取り取られて百萬元でいいとは、どうしても自分には思表示しかねると涙を流して泣くといふのです。それでなくなつた祥之君のおじさんである、遺族の兄弟に人ですが、その人は姉の姿を見るとどうしても書けないというわけですね。そういう事情で本日まで出てこないのになつてゐるし、もうあの事件で全く望みを失つて仕事にも身が入らないし、一日も早く補償金を解決してほしいという他面の念願もあるわけですね。宮村君は学生といひますけれども、皆さん御承知の通りに、ちゃんと米軍から証明書が出ておるが、アルバイトとして音楽学生なものですから、月に二万五千円のアアルバイト料をもらつておつたわけですね。これはあなた方も確認しておるわけですね。そして現にお母さん——これも、郵便局の証明書があるのですが、八千円から六千円のお金を毎月お母さんに送つておつたわけですね。だから、單なる学生じゃないわけですね。しかも、私がここで繰り返す必要はありません。異例中の異例ですね。従つて、官房長官並びに調査庁長官は、十分国民感情も米軍側に話して、そうして特別の見解書を書いて、最大限補償金が出るように努力しようといふことであつた。そういう答弁をここでされたわけですね。宮村君が六十才まで生きたとして、ある方式で計算しますと、先ほど申しました四百二十七万といふのが出るのですよ。しかし遺族としては、そうもいくまいといふの

で、ちょっと私も書類を瞥見したのですが、二百九十三万程度の数字をばいじっております。ところが、あなたの方の事務官が指導して作った書類には、驚くべき、東京に遺族を迎えに行つたときに三人で百円のどんぶりを買ったという、そういうことまで書いて。水代まで書いてあるのです。そして、百万そこそこの数字が出てくるのです。これでは僕はあまりに事務的だと思ふのです。あなたの方が防衛庁の事務官として占領以来いろいろ米軍と折衝をしておられますが、いろいろつらい点があるでしょう、敗戦国の役人ですからね。しかし、もうある程度敗戦国から立ち上つてもらわなくちゃならぬと思ふのです。あなたの方事務官の話し合ひで前例とか内規とかあつてできぬとすれば、調達庁の所管大臣である左藤長官を動かすとか、あるいは内閣のしかるべき代表者、官房長官あたりに動いていただいて、そしてまあ少くとも二百万という声のかかるくらい数字が出なければ、私はお母さんが署名捺印して出さないというのはごもっともだと思ふのです。

〔理事松岡平市君退席、委員長着席〕

一体そういう努力を国務大臣並びに官房長官として強お願いしたのかどうか。あなたの方事務官の人間が何べん米軍に会つたためです。そういう努力をされたのかどうか。されてないとする、今後する用意があるのかどうか。それから見通しとして、私はそうあとで言質云々なんということは言いません。しかし、大体遺族が納得し得るような、われわれが常識で考え了解できる数字が出れば、私はそれで

言質を取つて追及することはしません。もう少しどうにか数字が出なければ、あまりにもひどいと思ふ。かわいそうだと思ふ。だから、見通しもあわせてお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員（丸山信君） これまでのいきさつは、先生もよく御存じの通りでございまして、単なる学生としての取扱いの三十万円あるいは四十万円ということではなしに、今もお話がありましたように、宮村君が働いておられたその事情、あるいはお母さんにも送金しておつた事情、これらの私どもがわかる範囲の点につきまして調べまして、そういうことから一応の推定数字というものが今の百万円というよう数字になつておりました。これらの話

は非公式に軍側担当者と話し合ひにも出ておるわけでございます。しかしながら、そうであるからといって、お出しになる申請書にそのように書かなければいけないとか、あるいはどうかというこの極限なりあるいは何なりは、調達庁としても毛頭持つておるものではございませんし、御要望の数字によつての申請書をお出し下されば、それに基いてなお実情を調査し、そして軍側から余分に弔慰金を出させる処置その他は、それに基いて十分公式の話し合ひでいたしたいと考えておるわけでありまして、従ひまして、その申請書につきまして、私調達庁長官としての力不十分であつて、軍側に十分な処置を同意せしむることができない等々の事情がありますれば、もちろん私は大臣にもお願いし、また、それぞれの筋も通しまして十分なる努力をいたしたいと、このように考えております。

○委員長（永岡光治君） 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長（永岡光治君） 速記を起し

○矢嶋三義君 具体的にお伺いします

が、遺族の方は、調達庁の出先機関が指導して下さる数字を書かないと、あとお世話をしてくれないようになるというふうなような気まで使つておるわけなんです。そこで、私は今のあなたの答弁からはつきり伺いますが、遺族はこの程度の補償金をお願いしたいという、その気持の表われるような申請書を出した場合、それはできるかできぬかは別として、とにかく調達庁はそういう申請書を受けつけるかどうか、この点と、それからもう一つは、早急にこれは解決してあげていただきたいと思ふのですが、いつごろまでに解決していただけるか、それが第二、それから第三は、さきさき防衛庁長官に伺つたことからちょっと掘り下げて伺うわけですが、それは進駐軍による事故によつて被害を受けた方の補償の問題については、今後調達庁が主管官庁となつて、百五十人程度の定員が確保されると、それによつて詳細にして具体的な実態調査をして対策を講ずる、そういうふうな了承してよろしいか、その補償の業務の開始はいつごろに目途を置くか。それからその調査を終るのには、私は六カ月程度あればできるのではないかと思ふのですが、どの程度の期間を予想して百五十日という数字を要求したのか、あわせてお答え願ひます。

○政府委員（丸山信君） 第一に宮村さんの補償の件でございますが、申請書をお出しになる金額が、私どもの現地の方が従来の例から考へた数字そのものではなくて、御要望の点を十分に書かれたものであります。調達庁としてはもちろん、であるからそのお世話を他をしないなんという事は毛頭ございせん、お気持ちに對しまして十分に努力をいたすつもりでございます。しかも、できる限り早急に解決することが望ましいことはもちろんでありますので、その努力をいたすつもりでございます。

なお、第二の占領時代の人身被害の調査でございますが、ただいまの段階におきまして、従来の書類等の整理をいたしておりますが、これの実態把握のために、個々のケースにつきまして現実に對して調べ上げる、そのために相当の所要員数、経費も必要なので、財政当局に要求をいたしておるわけでございますが、この事の重要性にかんがみまして、財政当局も十分に認めてくれるものと、私は強く期待いたしております。大臣も先ほどこの問題はぜひ実現するとおっしゃつた通りに、私も考えております。これに基きまして、約六カ月から十カ月程度の期間があれば、その実態調査の完成もできるだろうと考えております。その結論に基きまして、支給漏れのもの、あるいはバランスを失するものに、いかなる適正の措置を講ずるがいいか、これらの検討を加へまして、その上具體的の対策を立てまして、実施に移したい、このように考えております。

○横川正市君 ちょっと調達庁の新年度予算の予算定員について二、三お伺いしたいと思ふのでありますが、機構上の問題としては、本年と、それから

来年度の場合、これは将米の見通しもある程度立てなければならぬと思ひますが、どういうふうに変つてくるのか、また変らない現状のまゝいくのか、その点が一つと、定員が、三千三百七十七名現在定員として持つておられるようですが、この定員は、一体来年はどうなるのか、その点についてお伺いしたいと思ひます。

○政府委員（丸山信君） 調達庁の業務は、先ほどからいろいろお話もございしましたが、駐留する米軍が漸次減少していく、特に昨年の六月のいわゆる岸・アイク声明以来、陸軍が大幅に撤退いたしております、それに基きまして、いわゆる基地というものも逐時日本側に返されておる。また、従ひましてそこに働く労働者の数も減少してきておる。これらの実情は、いづれも調達庁業務に關係するものでございす。しかしながら、来年度におきまして、そういう結果、直ちに急激な業務減少を来たして、職員を大いに減らさなくちゃならないとは、私は考えておりません。基地が返還になりまして、それに伴ういろいろの補償業務その他問題もございすし、またなお、一応従前政府としての処置が済んだと考へられております、先ほどの矢嶋先生御質問の、占領時代の人身被害に對する実態調査等の問題もございすので、なお来年度におきましては、現在の定員を維持するに足る十分な業務量はあると考へておるわけでありまして、従ひまして、機構の問題でございすが、原則として、現在の各地方の機構あるいは本庁の部局等、そのまま維持

する必要があると、このように考えております。

〔委員長退席、理事大谷藤之助君着席〕

○横川正市君 それじゃ、時間がないようですが、今、長官の説明によりまして、大体調達庁の機構、それから定員等を来年度維持される、こういうところで立って考えた場合に、現在調達庁職員の防衛庁との関係なんです、単にこれは外局で、機構上は全然別個な所掌事務を取り扱っているというふうな状態でいいんですか、それとも、逐次この業務の縮小その他によって、調達庁そのものは将来全く影がなくなってしまう、防衛庁の各業務へ分散して入っていく、こういうふうな考えでいいんですか、今の現状はいいとして、将来の問題ですが。

○政府委員（丸山佑君） 現状におきましては、御承知の通り行政組織法第三条第三項ただし書きに基く機関として、防衛庁のいわば外局という形で、従来の業務機構そのままの八月から入っております。しかしながら将来のことを考えますならば、もちろん駐留軍に関する業務というのは非常に大変な業務といたしまして、防衛庁に統合になりましたゆえにいたしましては、直接、間接の差がありまして、国の防衛に関する関連事項を取り扱う。特に、いわゆる米軍の基地と申しますものも、返還になったものについては、相当部分を自衛隊においてこれを使用するというような実質的な面もございます。これらの業務の調整、つまり、今まで調達庁が持っております業務と、なお従来の防衛庁自

体にあります業務との調整が今後の問題だろうと考えております。従いましてその点、調達庁のわれわれのみならず、防衛庁全体といたしまして、今後の研究、検討課題として、今それらの問題を考えておるわけでございます。

そういうことによりまして、将来あるいは現在の調達庁というものをどういうような形に改変するか、これはまだ直ちにそういう結論には達しない問題であります。まあ私といたしましては、それらの基地に関連する一つの事項を整備して、国全体として、あるいは政府全体として、有効適切に措置できるような機構を、われわれ従来のそれらのことに多年携わってきたところの職員の知識経験を生かして、そのような措置ができないものであろうかどうか、そういうものの提案もいたして、現在それを中心に検討を加えておる次第であります。

○横川正市君 長官の趣旨に従って、実は私も機構上の問題としては、現在の調達庁の持つております機能を、これ以上縮小するような方向にいかないで問題の解決をすべきだというふうな考えでおるわけであります。

そこで、もう一度関連して質問いたしますが、確言するところによりまして、調達庁の職員は一般職であります、防衛庁の職員は特別職であるという、こういう関係から、調達庁と防衛庁との間で問題があるんだと、その問題の中心は、調達庁は組合を作った相手側と交渉することができ、防衛庁はそういうようなものは受け入れたくないというように、大体問題がありそうですが、一般職と特別職との関係で、

調達庁としては、防衛庁との話し合いの中で、どういうような話し合いをされておるか、お伺いをしたいのであります。

○政府委員（丸山佑君） お話の通り、調達庁の職員は一般職でありまして、防衛庁は特別職の職員になっておりまして、それらの問題につきましましては、実は八月に機構の統合の法案が出る——それまでも種々論議を重ねてこられたのであります、現在のところ、調達庁が防衛庁のいわゆる外局になりまして、その業務の性質、その遂行上のものから、何ら従来の職員の身分に変更を加える必要はないという結論になりました、ただいまも調達庁に勤務する職員は一般職であるわけであります。従いまして、今職員組合等もあるわけであります。これが今後、私先ほど申し上げましたように、防衛庁との仕事の調整その他におきまして、どのような新機構に移りかわるか、今後の研究問題でございますが、そのときには、なお職員の身分関係につきましてもあるいは変更、変動を生ずる必要があるのかどうか、それらもあわせまして機構の新しい問題の中に入れて検討を加えておる次第でございます。

○横川正市君 私は、時間がないようですから、ちょっと御要望申し上げておきますが、先ほど言われたように、定員でいえば、現在定員がずいぶん減らしたしまして、三千百三十七名、局で言えば八局、それから出張所で三、こういうようなきわめて在来の調達庁からいいますと、できる範囲内での縮小をされておるわけでありますから、その縮小された実情を、これは

まあやむなしといたしましたが、これ以上これを縮小するというものについては、相当問題があるかと思うのであります。そこで、現在まで調達庁の機能が持つておりましたその有効な業務内容というものを、占領軍との渉外事項等についても、これはおそろく何らの補償なしにそのまま放置されてるような事件が、私の知ってる範囲内でも一、二件あるくらいですから、相当全国に多数のそういう事故があるのではないだろうかと思ひます。そういうものを全部調査線上に乗せて、完全な補償が行われるような業務というものは、これは非常に大切な内容だと思ひますし、さらには自衛隊とそれから一般の社会の生活をしておられる方との関係の中で仕事が出てくる場合、こんな場合の操作としては、学校の防音装置とか、あるいは農家とかその他の生産に影響ある問題とか、自衛隊の業務を遂行する上から、一般住民に影響を与える問題等、これらを調達庁それ自体の業務にもつていきますならば、現在の調達庁の機構を維持して十分なものがあるのではないだろうか、こういうふうな思われましますので、長官の説明の趣旨は、おそろくまだ話し合いの途上で、あなたの考え方として持つておられる問題だろうと思ひますから、それらの考え方を表現するように、一つ努力していただくように、か

りにも来年度の予算の中で、さらに調達庁の人員削減が起ってくるというような事態を招かないように、ぜひ一つ御努力していただきたい。これは要望として申し上げて、質問を終りたいと思ひます。

○矢嶋三義君 最後にまとめて聞きますが、これは通告しておきました板付基地の問題であります、これを二、三お聞きしますからメモして落さないようにお答え願ひたい。

今、板付基地で大きな土地買上げが行われておりますが、これは基地拡張の計画に基づくものか、どういう規模構想で買上げをやっているのかというところであります。それから、かく飛行機がマッハ級になってくるわけですが、あの大都市のまん中にあるという軍用飛行場があるということは、危険千万だと思ひます。最近外国でも原爆を積んだ飛行機が墜落しておるわけですが、まことに危険なことだと思ひますが、今のところ、米軍から返還されるような情勢というものは全然見込みがないのかどうか。さらにあの土地は借り上げるときは田畑として借り上げたのですが、最近相当高い価格で買上げておられます。おそろく宅地相当額で買上げておられると思うのですが、売ること希望してない人はどうなるのか、強制的に買上げということをするのかしないのか。さらに自分分は売のを希望しない、しかし貸すのは貸しましようという人に対しては、あれだけ高い値段で買上げる以上は、土地の借り料は当然私は上げるべきだと思ひますが、その用意があるのかどうか。それから最後は、かつて本委員会での板付基地周辺の騒音対策について、具体的に計画案を本委員会に提示下さいましたあの計画は、その後順調に進んでいるのかどうか、その進捗状況を合せてお聞きしたい。

○政府委員（丸山佑君） お話の通り、今、板付基地において約十萬坪の土地の買収の手續を進めております。これ

は決して基地拡充等の問題ではござい
ません。すでに滑走路その他飛行場の
敷地になっておるものでございまし
て、それらを従来貸借をいたしてお
りましたが、所有者の御要望に基きま
して今回買取する、こういうことで話
を進めておるのでございます。なお、
あの基地が町に非常に近い所にあると
いうお話の点、重々それに基いていろ
いろな問題がありますが、現実問題と
いたしまして、あそこを基地を近い将
来において米軍が返還するあるいは飛
行場をよそに移転するという問題は、
今のところ、とうてい望み得ないもの
と私は考えております。それらの事情
も勘案しまして、すでに滑走路の敷地
になっておるとか、すでに飛行場の敷
地になっておる所を、その方々からの
買取要望がありますならば、当然政
府としてはこれに応ずるのが至当と考
えて措置しておるわけであります。な
お、その値段に関しましては、いろい
ろ御意見もありまして、非常に高過ぎ
るという今お話もありましたが、また
所有者の方から、あれでは安過ぎるの
だというお話もございます。それらに
ついては、土地買取に関するその付近
の事情、それらをいろいろ勘案いたし
まして、適切なものと考えた次第でござ
います。なお、これはあくまで希望
による買取でございまして、希望さ
れないものを強制的に買い上げるとい
う考えは持っておりません。

それからあの飛行場があるために、
【理事大谷藤之助君退席、委員長
着席】
周辺の学校その他で、騒音のために非
常に授業に支障がある、これは私もつ
ぶさに知っておりますので、鋭意これ

に対する防止措置をやって参りまし
て、先生も御承知のような騒音防止に
対する計画は順調に進んでおる、かよ
うに考えております。

○矢嶋三義君 一つ答弁が落ちまし
た。買い上げますのに、あの値段で買
い上げるのに、土地は売るのはいやだ
が、貸すのは貸しましよという人が
おるわけですね。その人の借り上げ料と
いうものは、当然私はスライドして上
げなければおかしと思うのです。売
るなら高く買うが、貸すだけで売らな
ければ、借り上げ料はよけい出さない
というのは、意地が悪いと思う。借り
上げ料は私は当然その土地の価格に相
当するように上げるべきだと思ふので
すが、その考えはないのですか。

○政府委員(丸山信君) ごもっともな
お話でございまして、それについても
目下技術的な検討を加えておりますの
で、その結果をもって措置いたしたい
と思ひます。

○八木幸吉君 建設省の管轄局長おい
でになっておりますか。簡単に伺いま
すが、先ほど新聞記事をお読みになり
ましたけれども、日経と産経に同じよ
うな記事が出ております。瓜生宮内序
次長は、まことに苦しいことだと新
聞に言ったとおっしゃいましたが、そ
のことは、新聞紙に書いてあります。
これはよくよくよく申し上げなければ
も、たとえ日経に出ておるのには、
落札が聖徳太子一枚の値段でござい
た云々という言葉が冒頭にありまして、
非常に新聞記者との質疑応答がふまじ
めな感じを受けるのです。日経でも産
経でも、非常に予算が窮乏なので、大
助かりだとか、あるいははきりぎり
困っておるので大助かりだとか、非常に

いやな感じを与えるのでありまして、
そういう聖徳太子の問題でございんこ
れは不謹慎な……もしおっしゃったと
すれば……私は全然おっしゃらない
とはどうも考えられないのですけれど
も、また、間組の方でも東京御所は自
分のところの近くだから、隣組のよう
な気持ちでやったとか、どうもこれは常
識では考えられないような言葉がある
わけです。これは水かけ論になります
から、私申し上げませんが、善後策と
して私提案したいのは、とにかく動機
は、間組の動機は、これは別に疑うも
のではありません。おそらく純粋なも
のでありましょ。しかし、その方法
なりまたこれの結果の国民の上に及ぼ
す影響というものは、残念ながら非常
に悪い。しかし、今の法律でどうして
もこれは有効なんだというふうな回答
であれば、それはほど皇室に対してあ
るいは金を献上したいという気持ちであ
れば、別に正々堂々としたやり方で五
千万円でも一億円でもお出しになつた
らいいと思うのですが、それには一応
入札を辞退する。これは辞退するとい
う方法は、規則は私別に調べたわけで
はございせんが、辞退するという手
はあることと思う。そこで、建設省と
しては、辞退を勧告をして、そして、
もう一べんこれは白紙に戻すのがいい
か、その辺は技術上の問題がありま
しょうが、とにかく、辞退を勧告され
るということが、だれにも傷がつかず
に一番すっきりした方法ではないか、
こう私はひそかに考えるわけでありま
すが、それについて、ぜひ一つ、上司
にこの話をもつていていただきた
い。今、イエスカノーかを求めるのは無
理だと思ひますが、上司に、その方向

に向けることに努力するように了解し
てもらいたいということだけ、私はぜ
ひやっていただきたい、こう思うの
であります。これに対する御意見を
伺つて、私質問を終わります。

○説明員(榎井良雄君) また新聞のこ
とを申し上げて恐縮でございしますが、
産経、日経に私は会った記憶はござい
ません。毎日ですか、会いましたけれ
ども、私は事の重大さを痛感いたしま
して、非常に慎重に答弁をことさら考
えて、一字一句考えてきこのうは応対し
たつもりでございまして。

間組に対しては、入札価格を見
まして、まず入札書に錯誤がございま
すれば、これは無効を宣言できますの
で、錯誤があるかどうか調べましたと
ころが、錯誤がございせん。それか
ら私も、非常に安いものですから、出
席しておりました社長代理の重役に対
しまして、辞退する意思はないかとい
うことをそこで尋ねました。断じてこ
れはございせんと言いましたので、
間組におきましては、辞退する意思は
ないかと存じます。

○八木幸吉君 私質問を終わろうと思
つたんですけれども、その現場で、一
万円でやろうという気持ちで代理で来
て重役にお前辞退する意思はあるかと
言つたつて、それは、辞退する意思は
ございせんと言ふのが当りませうで
す。事態はこうなつて、相当やかまし
い問題になったこの段階において、間
組の社長に直接大臣から大臣から一
相当佐久間ダムやいろいろな問題で、
建設省ともいろいろ深い関係がある
のですから、その場の技術的な立場
じゃなくて、もうちょっと高い立場で、
辞退をもう一べん勧告されたらどう

か。これは私はあなたの意見を求めま
せんが、そのことを大臣なり総理な
り、もっと上の方へ進言してもらいた
い。進言する約束だけは、私はここで
答弁を求めます。

○説明員(榎井良雄君) 大臣にその旨
をお伝えすることいたします。

○委員長(永岡光治君) ちょっと速記
をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(永岡光治君) 速記を始めて
下さい。

以上の案件につきまして、本日は、
この程度にとどまして、この際、お諮
りいたしますが、自然休会中における
委員の派遣については、その班の編
成、日程等については、委員長に御一
任願いたいと存じますが、御異議ござ
いせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(永岡光治君) 異議ないと認
め、さよう決定いたします。

本日は、これにて散会いたします。
午後四時八分散会

十二月二十二日本委員会に左の案件を
付託された。

一、恩給法第十一条第一項等の金融
機関を定める法律案(田畑金光君
外五名発議)

恩給法第十一条第一項等の金融機
関を定める法律案
恩給法第十一条第一項等の金融
機関を定める法律
恩給法(大正十二年法律第四十八
号)第十一条第一項、戦傷病者戦没

者遺族援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）第四十六条、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第四十九条、公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）第二十九条、市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第百四十四号）第二十八条第二項、農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）第三十三条第二項及び旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）第十六条の二第二項の金融機関を次のように定める。

労働金庫

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第四十九条中「国民金融公庫」の下に「及び別に法律で定める金融機関」を加える。

3 公共企業体職員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第二十九条中「国民金融公庫」の下に「及び別に法律で定める金融機関」を加える。

4 市町村職員共済組合法の一部を次のように改正する。

第二十八条第二項中「国民金融公庫」の下に「及び別に法律で定める金融機関」を加える。

5 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部を次のように改正する。

第十六条の二第二項中「国民金

融公庫」の下に「及び別に法律で定める金融機関」を加える。

6 農林漁業団体職員共済組合法の一部を次のように改正する。

第三十三条第二項中「国民金融公庫」の下に「及び別に法律で定める金融機関」を加える。

7 国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国民金融公庫及び労働金庫が行う恩給担保金融に関する法律

第一条中「国民金融公庫」の下に「及び労働金庫」を加え、「その業務」を「国民金融公庫の業務」に改める。

第三条中「国民金融公庫」の下に「又は労働金庫」を加え、「公庫」を「公庫等」に改める。

第四条から第九条まで中「公庫」を「公庫等」に改める。

第十条の見出しを「（国民金融公庫の業務の特例）」に改め、同条第一項中「公庫」を「国民金融公庫」に改める。

昭和三十四年一月五日印刷

昭和三十四年一月六日發行

参議院事務局

印刷者 大藏省印刷局